設置の趣旨等を記載した書類

１　設置の趣旨及び必要性

（１）設置の趣旨及び位置

保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程は、平成３２年４月より、基礎となる保健医療学部及び保健医療学研究科看護学専攻修士課程、リハビリテーション科学専攻修士課程、医療技術学専攻修士課程が設置されている前田キャンパス（札幌市手稲区前田）に設置する。

（２）設置する理由・必要性

複雑・多様化する現代社会では、高い専門性はもとより俯瞰的視点から物事の本質を捉え、持てる知識を駆使し、課題の解決や社会の創造を牽引する高度人材の養成が急務であり、大学院の博士課程においては、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、多様な研究・教育機関の中核を担う研究者や、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成を行う課程としての役割を担うことが求められている。

一方、超高齢化社会の進展に伴い、医療系人材の養成を目的とした学部教育への需要が高まりを見せている中で、医療系人材の養成にかかわる基礎教育の充実に向けた大学教員の質と量の充実は極めて重要な課題である。質の高い大学教員の養成は急務であることから、医療系大学院の博士後期課程における教員養成の促進が望まれている。

このような社会情勢を踏まえ、平成３０年４月に設置した保健医療学研究科の看護学専攻、リハビリテーション科学専攻、医療技術学専攻の各専攻の修士課程が、平成３１年度に計画通り完成年度を迎えることから、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成１７年９月５日　中央教育審議会）において掲げられている大学院が担うべき人材養成である「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、多様な研究・教育機関の中核を担う研究者」や、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員」の養成を行うことを目的として、保健医療学研究科に保健医療学専攻博士後期課程を設置することとした。

（３）１専攻として設置する理由

専門分野の融合や変化への迅速な対応が求められる現代において、研究者には、幅広

い視野や変化に対応できる柔軟性が求められており、そのためには、「幅広い知識を基盤とした高い専門性」が重要である。特に、医療に関する諸問題は、複雑化・高度化の傾向にあることから、看護分野や医療技術系分野の研究者には、周辺の専門分野や全く異なる専門分野を含む多様なものに関心を寄せ、既存の専門分野の枠にとらわれない考え方やものの見方をしながら自らの研究を推進していく能力が求められている。

一方、医療現場では、医療の質や安全性の向上及び高度化・複雑化に伴う業務の増大に対応するため、多種多様なスタッフが各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」が推進されている。従って、大学教育においても多職種協働を意識した学生指導や教育・研究活動が重要となっており、異なる専門分野との連携や協働への意識を有した大学教員の養成が必要となっている。

このような看護分野や医療技術系分野における研究者や大学教員に求められる資質や能力を養うためには、博士後期課程における専攻間の壁を越えた連携や協力のもとに、異なる専門分野の教員の連携による教育・研究指導が可能となる体制が必要であるが、北海道内の私立大学では、当該組織体制を有している大学院の博士後期課程は設置されておらず、既設の学部及び修士課程において複数の異なる専門分野を有している本学の強みを活かして、一つの専攻として設置することとした。

なお、「グローバル化社会の大学院教育－世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために－答申」（平成２３年１月３１日 中央教育審議会）においても、学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制の確立に向けて、「異なる専門分野の複数の教員が研究指導を行う体制の確保」及び「学部・学科の上に設置されている専攻間の壁を越えた融合型の専攻への再編や、専攻間、大学間の連携・協力等により、小規模専攻の教育の質を確保」などの提言がなされている（資料１：グローバル化社会の大学院教育－世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために－答申（平成２３年１月３１日 中央教育審議会））。

保健医療学専攻博士後期課程の教育課程では、複数の領域に共通する科目群として「共通科目」を設定しており、各領域の専任教員による共同及びオムニバス方式等での授業科目として、「保健医療学基盤研究」と「保健医療学研究方法」の２科目を必修科目として配置しており、教員・大学院学生ともに当該授業科目の履修を通して、保健医療学分野における共通的な諸課題の理解とともに、各領域における最新の研究動向や多様な研

究方法等についての理解を深めることで、保健医療学専攻博士後期課程での研究活動において、各領域との連携と協働を意識した研究活動を行うための基盤が形成される。

また、保健医療学専攻博士後期課程の研究指導では、研究指導教員１名と研究指導補助教員２名の計３名で行うこととし、研究指導補助教員のうち１名は、異なる領域の教員を加えた指導体制とするとともに、博士論文の審査においても、主査１名と副査２名以上の計３名以上で行うこととし、副査のうち１名は、専攻所属の異なる領域の教員を加えた審査体制とすることとしている。異なる領域の教員による１専攻としての組織的な研究指導や論文審査を行うことで、各領域の研究動向や研究指導に関する教員相互の理解が深まることにより、教員の指導力が向上される。

さらに、研究指導において、専攻内の異なる領域の教員が連携・協働して博士論文の中間発表や最終発表の指導にあたることに加えて、各領域の大学院学生の参加による合同での開催とすることにより、多職種への理解や専門の枠を越えて研究することの重要性への理解を深める。併せて、各領域の問題や課題等の認識を共有することにより、関連諸分野の動向を踏まえた研究活動を展開するための俯瞰力や独創力の涵養を図ることができるなど、１専攻において複数の異なる専門分野を有している強みを活かした組織的な教育・研究指導体制による教育効果が高められる。

複数領域を１専攻とすることによる課題が生じた場合の対応については、入学者が特定の分野に偏った時の研究指導体制を事例とした場合、保健医療学専攻博士後期課程では、入学定員３人に対して研究指導教員と研究指導補助教員を合せて１７名配置しており、各領域に複数の研究指導教員及び研究指導補助教員を配置していることから、研究指導における対応は可能であると考えている。

また、入学者が特定の分野に偏った場合、一つの専攻とすることによる効果が期待される教育方法として掲げている、異なる領域の大学院学生の参加による博士論文の中間発表や最終発表の開催については、学年を問わず博士後期課程に在籍している大学院学生の参加を義務付けることや、必要に応じて修了生の参加を認めることなどによる対応が可能であると考えている。

一方、教員組織の運営においては、授業科目の位置付けや到達目標、他の授業科目の内容や範囲などについて、教員の相互理解を図るための研修会を実施するとともに、他分野の教員の授業を参観して、自らの授業の内容及び方法に役立てるための教員相互の授業参観を実施することとしている。

さらに、専門分野の異なる複数の教員が協同して授業開発や授業計画の策定にあたるとともに、授業科目及び研究指導の内容や方法の改善のための研究会や授業科目ごとの教育目標を効果的に達成するためのオリジナルのテキストや教材を協同で開発するための研修会（ＦＤ等）を実施することとしている。

（４）教育研究上の目的及び養成する人材

①　人材養成機能

「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成１７年９月５日 中央教育審議会）では、大学院は、法制上、研究者養成と高度専門職業人養成の二つの養成機能を中心にその役割を担っているが、今後の知識基盤社会における人材養成の重要性や現在の大学院教育との関係を踏まえると、今後の大学院が担うべき人材養成機能は、

ア　創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成

イ　高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成

ウ　確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成

エ　知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

の四つに整理されるとしている。

また、同答申では、博士課程は「研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う課程であり、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産業界や行政など多様な研究・教育機関の中核を担う研究者や、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成を行う課程として明確な役割を担うことが求められる」としている。

一方、「医療系大学院の目的とそれに沿った教育等の在り方について」（医療系ワーキンググループ報告書）では、看護学系・医療技術系分野の博士課程（後期）においては、「研究者の育成を主たる目的とする」としている。

これらの答申及び報告書の提言内容を踏まえた上で、保健医療学専攻博士後期課程では、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」を主軸とし、当該人材養成機能の延長線上として、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」を博士後期課程として担う人材養成機能とする。

② 養成する人材

保健医療学専攻博士後期課程では、博士後期課程として担う人材養成機能を踏まえて、学術研究を担う者としての自覚や意識と自立して研究活動を行うに足る研究能力を有して、現代社会が直面する保健医療分野の諸課題を多角的に分析し、専門分野における問題解決に向けた理論や実践を開発することのできる人材を養成する。

研究者の養成では、豊かな知的学識と研究倫理や研究手法に関する研究能力を有して、保健医療分野における研究課題の設定や研究活動の実施など高度な研究開発の企画運営を実践することができる人材を養成する。

想定される修了後の進路としては、医療法人等が設置する研究所や研究機関及び民間企業の研究部門等において、研究開発や技術開発を担う研究職として活躍することが想定される。

また、大学教員の養成では、研究者の養成と同様の要素に加えて、授業運営や教育方法等の指導力を有して、大学教育の専門分野における基礎教育の充実に向けた授業設計や学生指導を実践することができる人材を養成する。

想定される修了後の進路としては、国立大学、公立大学、私立大学などの高等教育機関において、専門分野の教育・研究に関する職務を担う教育職として活躍することが想定される。

③ 学位授与の方針

保健医療学専攻博士後期課程では、学位を授与するにあたり修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針を次のとおり定める。

ア 保健医療の最新の動向や諸課題の理解と研究倫理や研究方法を修得している。

イ 高度な研究活動を実践するための基礎となる豊かな知的学識を修得している。

ウ 研究者や教育者としての自覚や意識と研究や教育の実践方法を修得している。

エ 自ら研究課題を設定し研究活動が実践できる高度な研究能力を修得している。

（5）人材需要の見通し

① 研究機関及び教育機関等からの要請

保健医療学専攻博士後期課程の設置計画を進める上で、保健医療学専攻博士後期課程の設置及び養成する人材が地域的な需要の動向等を踏まえたものであることについて検証するために、医学系研究機関や関連する事業所及び保健医療系の学部・学科を

設置している北海道内の私立大学などを対象として、保健医療学専攻博士後期課程において養成する人材や設置の必要性及び修了生に対する採用意向等に関するアンケート調査を実施した。

その結果、人材養成モデルとしてアンケート資料に示している保健衛生系・リハビリテーション系分野における研究者や大学教員の養成を目的とする大学院博士後期課程の教育については、有効回答件数２７件の１００．０％にあたる２７件が「必要性を感じる」と回答している。

また、本大学院に保健医療学専攻博士後期課程を設置することの必要性については、有効回答件数２７件の８５．２％にあたる２３件が「必要性を感じる」と回答している。

さらに、保健衛生系・リハビリテーション系の研究職・教育職の充足状況については、有効回答件数２７件の６３．０％にあたる１７件が「若干不足している」又は「不足している」と回答し、有効回答件数２８件の５０．０％にあたる１４件が「採用したい」と回答しており、保健医療学専攻博士後期課程で学んだ修了生の採用に積極的な意向を示している。

このような医学系研究機関や関連する事業所及び保健医療系の学部・学科を設置している北海道内の私立大学等に限定した調査結果においても、保健医療学専攻博士後期課程で学んだ修了生への採用意向の高さがうかがえることから、修了後の進路は十分に見通しがあるものと考えられる（資料２：人材需要調査集計表)。

② 基礎となる学部等の教員組織の状況及び教員養成の実情

保健医療学専攻博士後期課程の基礎となる保健医療学部の各学科における博士後期課程完成年度から５年間の専任教員定年退職者の状況は、看護学科６人、理学療法学科２人、義肢装具学科１人、臨床工学科２人、診療放射線学科１人となっていることから、現任の中堅及び若手教員の育成とともに、専任教員の定年退職に伴う新規採用による教員組織の充実が必要となっている（資料３：保健医療学部人事計画（平成３４年度～平成３８年度))。

しかしながら、看護学分野においては、平成以降、看護師不足の解消に向けた大学の看護学部・学科の設置の急増に伴い、全国的に看護学分野の教員の不足と高齢化が問題視されているとともに、北海道内においても看護学分野の専任教員の確保は大きな課題となっており、本学の看護学科でも、博士の学位の取得をはじめとする採用の

要件を満たす教員を確保することが難しい状況となっている。

一方、理学療法学分野、義肢装具学分野、臨床工学分野、放射線技術学分野においては、大学院博士後期課程を設置している大学自体が限られており、特に、北海道内においては、理学療法学・作業療法学分野で６人、放射線技術学分野は、北海道大学大学院保健科学院保健科学専攻における領域設定のみで入学定員は明示されておらず、義肢装具学分野及び臨床工学分野の大学院博士後期課程は設置されていない（資料４：北海道内の保健医療系大学院の設置状況及び定員充足状況）。

このような看護学部・学科の設置の急増に伴う看護学分野の教員不足をはじめ、北海道内における理学療法学分野、義肢装具学分野、臨床工学分野、放射線技術学分野の大学院博士後期課程の設置状況を勘案した場合、本学の保健医療学部の教員組織の安定的な維持と充実に向けて、将来的に教育実践能力や臨床実践能力と高度研究能力を兼ね備えた大学教員となり得る人材の養成が急務となっている。

（６）中心的な学問分野

保健医療学専攻博士後期課程が組織として研究対象とする中心的な学問分野は、基礎となる学部及び同修士課程との専門性と接続性を踏まえた上で、「看護学分野」「理学療法学分野」「義肢装具学分野」「臨床工学分野」「放射線技術学分野」とする。

２　研究科、専攻等の名称及び学位の名称

保健医療学専攻博士後期課程では、学術研究を担う者としての自覚や意識と自立して研究活動を行うに足る研究能力を有して、現代社会が直面する保健医療分野の諸課題を多角的に分析し、専門分野における問題解決に向けた理論や実践を開発することのできる人材を養成することとしている。

また、保健医療学専攻博士後期課程が組織として研究対象とする中心的な学問分野は、基礎となる学部及び同修士課程との専門性と接続性を踏まえた上で、「看護学分野」「理学療法学分野」「義肢装具学分野」「臨床工学分野」「放射線技術学分野」としていることから、専攻名称は人材養成や学問分野を反映する最も相応しい名称とすることとした。

具体的には、専攻名称を「保健医療学専攻」、学位名称を「博士（保健医療学）」とし、英訳名称は、国際的な通用性に留意して、専攻の英訳名称を「Division of Health Sciences」、

学位の英訳名称を「Doctor of Health Sciences」とすることとした。

研究科の名称　　保健医療学研究科
(Graduate School of Health Sciences)

専攻の名称　　保健医療学専攻
(Division of Health Sciences)

学位の名称　　博士（保健医療学）
(Doctor of Health Sciences)

3　教育課程の編成の考え方及び特色

（1）教育課程の編成の基本方針

我が国では、一定の教育目標、修業年限及び教育の課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場としての位置付けを持ち、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っていることを踏まえた上で、保健医療学専攻博士後期課程における人材の養成や学位授与の方針を達成するための体系的な教育課程の編成とすることを基本方針とする。

また、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という設置基準に定める博士課程の目的に応じた能力の修得という観点を踏まえ、高度な学術研究を基盤とした教育を展開するとともに、狭い範囲の研究領域のみならず、幅広く高度な知識や能力が身に付く体系的な教育課程を編成する。

（2）学位授与の方針を踏まえた教育課程編成・実施の方針

保健医療学専攻博士後期課程では、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との一体性と整合性に留意しつつ、修了までに大学院学生が身に付けるべき資質や能力を修得するための教育課程編成・実施の方針を次のとおり定めることとする。

【学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針】

① 保健医療学分野における共通的な諸課題の理解や最新の研究動向と多様な研究方法等の理解とともに研究者としての規範と責務に基づく適切な判断力を修得するための科目群を配置する。

② 専門分野の研究開発における俯瞰的な視点からの考察力や主体的な問題発見や解決に必要な情報の収集・分析から解決方法の検討や選択ができる能力を修得するための科目群を配置する。

③ 研究者や教育者としての自覚や意識の涵養及び多様な研究活動や教育活動の場を通じて研鑽を積むことにより研究活動や教育活動の在り方や実施方法を修得するための科目群を配置する。

④ 自己の研究課題の設定にはじまり研究計画の立案・調査・分析から研究の過程で得られた個々の成果の発表や意見交換等を通して高度な研究能力を修得するための科目群を配置する。

【学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針】

① 知識の理解を目的とする教育内容は講義形式、知識の検証を目的とする教育内容は演習形式の授業形態を採ることとする。

② 研究指導は、複数の研究指導教員による研究指導体制の下、個別による研究指導を行うこととし、特に研究計画の策定指導においては、多様な入学者が自ら研究計画を立て、主体的に研究活動を実践できるよう組織的な体制による指導を行う。

③ 認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図ることから、体験学習や調査学習等に加え、教員や大学院学生同士のディスカッションやディベート等をはじめとする教授・学習法を取り入れる。

④ 単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避けるとともに、大学院学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。

⑤ 修了時における質を確保する観点から、予め大学院学生に対して各授業科目における学習目標やその目標を達成するための授業の方法、計画等を明示した上で、成績評価基準や修了認定基準を示し、これに基づく厳格な評価を行う。

（3）教育課程の編成の考え方

保健医療学専攻博士後期課程では、学位授与の方針を踏まえた教育課程編成・実施の方針の下に、履修の順序に配慮しつつ、体系的に教育課程の編成をする観点から、「共通科目」、「専修科目」、「展開科目」、「研究科目」の科目群を設け、各科目群における教育目標に応じた授業科目を配置することにより、幅広く高度な知識や能力を身に付けるこ

とが可能となる教育課程の編成としている（資料５：カリキュラムフロー)。

①　共通科目

「共通科目」は、保健医療学分野における共通的な諸課題の理解や最新の研究動向と多様な研究方法等の理解とともに研究者としての規範と責務に基づく適切な判断力を修得するための科目として、「保健医療学基盤研究」２単位、「保健医療学研究方法」２単位、「保健医療学研究倫理」２単位の３科目６単位を配置する。

②　専修科目

「専修科目」は、各専門分野の研究開発における俯瞰的な視点からの考察力や主体的な問題発見、解決に必要な情報の収集・分析から解決方法の検討及び選択ができる能力を修得するための科目として、「保健医療学特殊研究Ⅰ」２単位、「保健医療学特殊研究Ⅱ」２単位、「保健医療学特殊研究Ⅲ」２単位、「保健医療学特殊研究Ⅳ」２単位、「保健医療学特殊研究Ⅴ」２単位の５科目１０単位を選択科目として配置する。

③　展開科目

「展開科目」は、研究者や教育者としての自覚や意識の涵養及び多様な研究活動や教育活動の場を通じて研鑽を積むことにより研究活動、教育活動の在り方及び実施方法を修得するための科目として、「研究開発基盤研究」２単位、「研究開発実践研究」２単位、「大学教育基盤研究」２単位、「大学教育実践研究」２単位の４科目８単位を選択科目として配置する。

④　研究科目

「研究科目」は、自己の研究課題の設定にはじまり研究計画の立案・調査・分析から研究の過程で得られた個々の成果の発表や意見交換等を通して高度な研究能力を修得するための科目として、「保健医療学特別研究」１２単位を必修科目として配置する。

４　教員組織の編成の考え方及び特色

（１）教員組織の編成の基本方針

保健医療学専攻博士後期課程が組織として研究対象とする中心的な学問分野は、「看護学分野」「理学療法学分野」「義肢装具学分野」「臨床工学分野」「放射線技術学分野」としていることから、専任教員の配置計画については、看護学分野の専任教員４人（教授４人)、理学療法学分野の専任教員３人（教授２人、准教授１人)、義肢装具学分野の専

任教員３人（教授３人）、臨床工学分野の専任教員３人（教授２人、准教授１人）、放射線技術学分野の専任教員４人（教授４人）を配置することとしている。

特に、論文作成に向けた研究指導を行う科目として配置している「保健医療学特別研究」には、博士号の学位や研究業績に加えて、大学や大学院における豊富な教育経験や指導実績を有する専任の教授１５人、准教授２人を配置することとしており、専門分野別の配置については、看護学分野４人、理学療法学分野３人、義肢装具学分野３人、臨床工学分野３人、放射線技術学分野４人を配置することとしている（資料６：北海道科学大学大学院担当教員選考規程）。

また、保健医療学専攻博士後期課程では、教育課程における「専修科目」及び「研究科目」に配置している授業科目を教育上主要となる授業科目として位置付けており、全ての授業科目において、博士号の学位や研究業績に加えて、大学や大学院における豊富な教育経験や指導実績を有する専任の教授又は准教授を配置している。

「専修科目」は、各専門分野の研究開発における俯瞰的な視点からの考察力や主体的な問題発見、解決に必要な情報の収集・分析から解決方法の検討及び選択ができる能力を修得するための科目として、「保健医療学特殊研究Ⅰ」、「保健医療学特殊研究Ⅱ」、「保健医療学特殊研究Ⅲ」、「保健医療学特殊研究Ⅳ」、「保健医療学特殊研究Ⅴ」を配置しており、各授業科目の専任の教授又は准教授の配置については、「保健医療学特殊研究Ⅰ」は教授４人、「保健医療学特殊研究Ⅱ」は教授２人と准教授１人、「保健医療学特殊研究Ⅲ」は教授３人、「保健医療学特殊研究Ⅳ」は教授２人と准教授１人、「保健医療学特殊研究Ⅴ」は教授４人を配置している。

「研究科目」は、自己の研究課題の設定にはじまり研究計画の立案・調査・分析から研究の過程で得られた個々の成果の発表や意見交換等を通して高度な研究能力を修得するための科目として、「保健医療学特別研究」を配置しており、専任の教授又は准教授の配置については、看護学分野の教授４人、理学療法学分野の教授２人、准教授１人、義肢装具学分野の教授３人、臨床工学分野の教授２人、准教授１人、放射線技術学分野の教授４人を配置している。

なお、保健医療学専攻博士後期課程では、保健医療学分野における共通的な諸課題の理解や保健医療学分野全般にわたる研究動向と多様な研究方法等の理解とともに研究者としての規範と責務に基づく適切な判断力を修得するための科目として、「共通科目」を設けており、「保健医療学基盤研究」は専任の教授５人、「保健医療学研究方法」は専任

の教授５人を配置しており、いずれも必修科目としている。

保健医療学専攻博士後期課程では、学部・学科の上に設置される専攻間の壁を越えた分野融合型の専攻として設置することから、教員組織の編成の特色として、各専門分野における教員同士が連携して教育・研究指導にあたることとしている。

保健医療学専攻博士後期課程の専任教員の年齢構成は、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障ないよう配慮することから、開設時において４０歳～４９歳５人、５０歳～５９歳９人、６０歳～６４歳３人を配置することとしている。

また、完成年度末における年齢構成は４０歳～４９歳３人、５０歳～５９歳８人、６０歳～６４歳５人、６５歳～６９歳１人となる。

なお、開設時に定年年齢を超えた教員１人及び完成年度までに定年に達する教員１人を配置する計画としているが、定年に達した教員の任用については、本法人が定める「学校法人北海道科学大学定年退職者の再任用に関する規程」において別途規定されていることから、専任教員の配置計画における支障はないものと考えている（資料７：定年退職者の再任用に関する規程（学校法人北海道科学大学定年規程、学校法人北海道科学大学定年退職者の再任用に関する規程））。

（２）中堅教員及び若手教員の育成

保健医療学専攻博士後期課程の完成年度以降も中長期的に安定した専攻の運営を行う必要性があることから、バランスのとれた年齢構成を実現するために中堅及び若手教員を育成し、十分な業績が得られた場合には積極的に教員組織に加えることとする。

中堅及び若手教員の育成計画については、教育能力の伸長や研究業績の蓄積を図るための教育・研究環境の充実を図る。具体的には、教育面に関する育成計画として、授業の内容及び方法の改善を図るための研修会を年３回程度行い、各領域において教育実績を有した教員による、「教育を担う者としての自覚や意識の涵養と授業技術や教材開発等の教育方法に関する能力を高める」研修を行うこととする。研究面に関する育成計画については、各領域において研究業績を有した教員のもとで研究活動等に豊富に接することにより、自立して研究活動を行うための研究能力の伸長を図るとともに、継続的・計画的な研究業績の蓄積に向けた中期研究計画書を作成させる。このように、中堅教員及び若手教員の教育面及び研究面に関する育成計画を実施し、完成年度以降も安定した専攻の運営を行うとともに教育研究水準の維持向上に努める。

５　教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（１）教育方法

保健医療学専攻博士後期課程の授業の方法は、知識の理解を目的とする教育内容は講義形式、知識の検証を目的とする教育内容は演習形式の授業形態を採ることとする。

また、修了時における大学院学生の質を確保する観点から、予め大学院学生に対して授業における学習目標やその目標を達成するための授業の方法、授業の計画等をシラバスにより明示するとともに、成績評価基準や修了認定基準を提示し、これに基づき厳格な評価を行うこととする（資料８：北海道科学大学大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程）。

なお、保健医療学専攻博士後期課程では、大学院設置基準第１４条による教育方法の特例は適用しないが、高度な教育ニーズへの対応を図るべく、社会人等も受け入れることから、以下の配慮を行うこととする。

①　修業年限への配慮

修業年限は、原則として３年とするが、４年あるいは５年の間に履修することを可能とする長期履修制度を導入する（資料９：北海道科学大学大学院における長期履修に関する取扱要領）。

②　学費負担への配慮

長期履修制度を利用した場合、学費についても４年又は５年の在籍期間に応じて分割納入することを認めることにより、年間の学費負担を抑制することができ、就業しながらでも修学できるよう配慮する。

③　履修指導及び研究指導の方法

履修指導及び研究指導は、研究指導教員が対象の大学院学生と相談をしながら、勤務状況や生活実態を考慮した個別の対応を図る。

④　授業の実施方法

授業の実施方法は、個別の状況に応じて、夏季休業期間等を利用した集中講義を開講するなど、履修上の便宜を図ることとする。

⑤　その他

図書館や厚生施設の利用方法及び必要な職員の配置等については、個別の状況を踏まえた上で、十分に配慮した運営を行うこととする。

（２）履修指導

保健医療学専攻博士後期課程では、授業科目履修、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って博士の学位取得へと導いていくための教育のプロセス管理を重視し、組織的な履修指導体制の整備を図ることとする。

具体的には、入学時のオリエンテーションと前期始講前の履修ガイダンスに加えて、研究指導教員による継続的な個別履修指導を行うとともに、体系的な科目履修を可能とするための典型的な履修モデルの提示による履修指導を行うこととする（資料１０：履修モデル)。

（３）研究指導

保健医療学専攻博士後期課程では、研究指導のための授業科目として、「保健医療学特別研究」を配置し、複数の研究指導教員による入学から修了までの継続的な研究指導体制を整えることとしており、大学院学生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、博士の学位に相応しいレベルの論文作成を行うことができるように、研究指導を行うこととする。

（４）研究指導スケジュール

研究指導スケジュールについては、入学前の対応として、大学院入学案内等において、研究課題や研究指導に関する情報提供を行うとともに、募集要項においては受験前に自己の研究課題等に関する事前相談を行うよう促すこととし、研究指導予定教員が相談にあたることとする。

研究指導教員については、大学院学生の希望を尊重するとともに、入学前の事前相談から入学後のガイダンス及び個別の履修相談を経て提出された「研究計画概要」に基づき、４月開催の研究科委員会において各大学院学生の研究指導教員を決定するとともに、個々の大学院学生の関心領域や問題意識を確認しながら、それぞれの研究計画の指導にあたることとする。

入学後、１年次前期では、研究計画の概要に基づいて研究計画書を提出し、関連する論文の検索から文献のクリティーク指導、文献レビューの作成指導を経て、１年次前期終了時に研究計画の概要に関する報告を行う。

１年次後期では、研究課題の明確化と研究方法の具体化に向けた指導及び研究計画の

指導を行うとともに、研究計画書に関する報告会を経て、１年次後期終了時に研究計画を確定し、必要に応じて倫理審査申請書を提出する。

２年次前期では、研究計画書の進捗状況の確認を行うとともに、計画の実施、遂行が困難な場合は履修計画の変更を促す。２年次後期では、研究計画書に基づく研究の進捗状況を確認するための中間発表会を開催し、研究の問題点や解決の方法及び必要に応じて研究計画書の修正についての助言・指導を行い、研究の水準を高めるとともに、研究の円滑な遂行を図る。

３年次前期では、研究結果の分析から研究成果を論理的かつ系統的に考察させるとともに、博士論文の提出に向けた論文作成についての指導を行う。

前述の研究指導を踏まえ、３年次後期に博士論文の審査にあたる審査委員として、主査１名と副査２名以上を選定し、学位論文発表会、学位論文審査、筆記又は口述による最終試験を経て、合格者に対して学位を授与する（資料１１：研究指導及び修了までのスケジュール表)。

（５）研究倫理審査体制

研究倫理審査体制については、「北海道科学大学倫理委員会規程」に基づき倫理委員会を置くこととしており、委員は男女両性で構成し、委員総数は５名以上として倫理指針ガイドライン等に基づき、人を対象とする研究又は人体より採取した材料を用いる研究等においては、科学的な合理性や倫理的な妥当性についての審査を行うこととしている（資料１２：北海道科学大学倫理委員会規程)。

学長は、倫理審査申請書を受理したときは、倫理委員会に審査を付託し、倫理委員会は、当該規程の対象となる事項について、倫理的・社会的観点から審査を行うとともに、実施中の研究に対して必要に応じて調査を行うこととしている。

倫理委員会は、当該規程に反する事態が生じた場合には、学長に対して当該研究の変更・中止及び発表の禁止、その他研究などに関して必要な意見を述べることとし、委員長は、審査結果について学長に通知することとしている。

学長は、倫理委員会の審査結果を参考に研究実施の許可あるいは不許可を決定し、研究責任者に倫理申請研究判定通知書を交付することとしている。

（６）学位論文審査体制

学位論文の審査体制については、「北海道科学大学学位規程」に基づき、学長は、学位授与の申請をする者から提出された学位論文の受理の可否並びに審査を研究科委員会に付託することとしている。

１月に開催する研究科委員会において、保健医療学研究科博士後期課程の担当教員から、主査１名及び副査２名以上を選任する。主査及び副査の選任条件は、保健医療学研究科の担当教員のうち教員資格審査において、主査はＤ○合、副査はＤ○合及びＤ合と判定された者とする。なお、完成年度以降は、学内審査において主査は研究指導教員、副査は研究指導教員及び研究指導補助教員と判定された者とする。また、主査及び副査の選定方法については、専攻長が研究論文の専門性を考慮した上で当該大学院学生の研究指導教員及び研究指導補助教員以外から主査及び副査を推薦し、研究科委員会において審議・決定する。ただし、論文内容が多岐に渉る場合で、審査のため必要と認めたときは、副査に他研究科及び他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができ、幅広い視野から総合的かつ厳正な審査が行われるよう配慮することとしている。審査委員は、学位論文の審査等を行うこととし、学位論文を提出した者の最終試験については、学位論文を中心とした関連科目について、筆記又は口述により実施することとしている。

なお、研究科委員会は、学位論文を提出した者に学位論文発表会を開催し、申請者にその論文内容の報告を求めるとともに、審査委員の報告に基づき審議し、学位を授与すべきか否かを決議することとしており、学長は、研究科委員会の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知することとしている。

また、本学大学院は、博士の学位を授与したときは、３ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、学位論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットにより公表する。学位を授与された者は、１年以内にその学位論文の全文をインターネットにより公表することとしている。

（７）修了要件

保健医療学専攻博士後期課程の修了要件は、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要となる単位数として、共通科目の必修科目２科目４単位及び研究科目の必修科目１科目１２単位に加えて、指導教員の指導により、専修科目の選択科目の中から自己の研究

課題に即した分野の「特殊研究」１科目２単位、展開科目の選択科目の中から修了後の進路に応じた「研究開発」又は「大学教育」を選択し同系統の２科目４単位を含む合計２４単位以上を修得するとともに、研究指導教員による研究指導を受けて、博士論文を作成し、学位論文発表会を経て、学位論文審査、筆記又は口述による最終試験に合格した者に対して「博士（保健医療学)」の学位を授与する（資料１３：北海道科学大学学位規程)。

６　施設・設備等の整備計画

本学では、昭和４２年の開学以来、教育研究環境の整備と充実を積極的に取り組んできており、大学院の教育研究のために必要な校地、運動場及び校舎等は十分整備されている。

今般、設置する保健医療学専攻博士後期課程については、保健医療学部の５学科及び保健医療学研究科修士課程３専攻を基礎とした構想であることから、現在の北海道科学大学前田キャンパスの既存の校地、校舎等の施設・設備を有効的に活用することとしている。

（１）校地、運動場の整備計画

保健医療学専攻博士後期課程の設置を計画している前田キャンパスは札幌市手稲区前田に位置している。キャンパス全体の校地等の総面積は３８８，８４４㎡で、そのうち本学の専用及び共用分は３８４，６８３㎡を有し、学生の休息、その他の利用のための適当な空地を含む十分な校地面積が確保されており、学部及び大学院研究科としての教育研究に相応しい環境を整備している。

運動場は、１２７，２５５㎡の面積を確保しており、運動用設備としては、野球場をはじめ、サッカー場、ラグビー場、テニスコート６面などを備え、主に学生の課外活動を中心として利用している。

（２）校舎等施設の整備計画

保健医療学専攻博士後期課程の設置を計画している前田キャンパスは、現在、１９棟の校舎などの施設を有している。キャンパス全体の校舎等の総面積は８８，２２４㎡で、そのうち本学の専用及び共用分は８４，１６０㎡を有し、教育研究に必要となる主要な教室等の内訳としては、講義室７２室、演習室１５９室、実験実習室２１３室となっている。また、専任教員の研究室は総数２２５室で、非常勤教員室や図書館、学長室、副

学長室、会議室、事務室、医務室・学生相談室、学生自習室（共用学習室）、学生控室（ホール・ラウンジ）、学生更衣室、学生食堂、体育館などを整備している。

なお、設置計画の保健医療学専攻博士後期課程においては、基礎となる保健医療学部及び保健医療学研究科修士課程が主に使用している保健医療学部棟（Ｃ棟）などの既存校舎及び施設を有効的に活用することとしているが、今般の保健医療学専攻博士後期課程の設置にあたり、収容定員９人分の大学院学生研究室２室と専用講義室１室を保健医療学研究科の追加として整備する。大学院学生研究室の設備としては、書棚付き個別デスク、ロッカー、ミーティングテーブルなどを配備し、大学院学生の研究環境の充実に努めることとしている。また、専用講義室は、大学院学生研究室と同じ保健医療学部棟に配置することとしており、大学院学生研究室からスムーズな移動が可能である（資料１４：大学院学生研究室及び専用講義室）。

講義室確保の観点から保健医療学研究科の授業時間割モデルを作成し、支障ないことを確認している（資料１５：保健医療学研究科授業時間割モデル）。

専任教員の研究室の整備計画については、教員組織として計画している専任教員１７人のうち、教授１５人、准教授２人に対しては１室あたり約２１㎡の個室の研究室が既に整備されている。

設備の整備計画については、基礎となる保健医療学部及び保健医療学研究科修士課程でこれまで使用してきた機械・器具等６，４９３点を有効的に転共用することとしている。

（３）図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館は、現在、北海道科学大学短期大学部との２大学が共用する図書館として運用している。面積は５，３７１㎡で１階と２階合わせて４８７席の閲覧席があり、学生・教員の教育研究の場として十分な座席数を確保している。

図書館システムは、検索システム（ＯＰＡＣ）を導入し、所蔵資料の検索、貸出等を一元的に行っている。この他、図書館内には、キャレルデスクを設置した個別学習室２室で８６席、少人数での研究会やミーティングなどに利用できるグループ学習室５室、ＡＶ視聴室も設置している。１階には講演会や発表会・展示会などに利用できる８３人収容可能なＡＶホールとギャラリーの他、図書資料の閲覧も可能で有線ＬＡＮの情報コンセントや学生利用のためのカラーレーザープリンタが設置され、授業や自学自習に多

くの学生が利用している多目的施設としての機能も備えたＰＣプラザがある。また、図書館内では、電子書籍や電子ジャーナル等を閲覧可能とするため、無線ＬＡＮ環境を整備している。

図書館では、閲覧室と書庫を合わせると約２６０，０００冊が収納可能であり、現在、和書約１４６，０００冊、外国書約３２，０００冊、学術雑誌約２，０００種、電子ジャーナル約３，１００タイトル、視聴覚資料約２，３００点を所蔵している。なお、これまで保健医療学部及び保健医療学研究科修士課程において整備してきた専門図書は約５，６００冊、また、本学で契約している電子ジャーナルやデータベース、学術雑誌については、保健医療学分野に有用なメディカルオンラインや医中誌ＷＥＢなどを整備していることから、引き続き保健医療学専攻博士後期課程でも教育・研究に活用することとしている（資料１６：保健医療学研究科　電子リソース・学術雑誌一覧）。

図書資料等の整備については、北海道科学大学図書館運営委員会により、学科・教員・学生からの要望を集約し、研究分野のバランスに配慮しながら専門分野及び必要性を考慮し、図書の選定及び整備を行っている。

図書館では、日本図書館協会や私立大学図書館協会への加盟をはじめ、国立情報学研究所の目録所在情報サービスに加盟している他、文献複写、相互貸借等や北海道地区大学図書館協議会相互利用サービスにも加盟しており、各種研修会等での情報交換を通じて他大学の図書館との連携を図っている。

７　基礎となる修士課程及び学部との関係

保健医療学専攻博士後期課程の教育研究の柱となる領域は、生活行動回復支援や健康地域生活支援に関する主題や諸課題を考察する「看護学分野」、理学療法評価及び理学療法治療に関する主題や諸課題を考察する「理学療法学分野」、義肢装具の採型や製作と適合に関する主題や諸課題を考察する「義肢装具学分野」、医用生体工学及び医用安全管理に関する主題や諸課題を考察する「臨床工学分野」、放射線治療及び放射線安全管理や診療画像技術及び医療画像情報に関する主題や諸課題を考察する「放射線技術学分野」の５領域としている。

教育研究の柱となる領域のつながりについては、「資料１７　基礎となる修士課程及び学部との関係図」のとおりとする（資料１７：基礎となる修士課程及び学部との関係図）。

８　入学者選抜の概要

（１）入学者の受入方針

保健医療学専攻博士後期課程では、博士後期課程への入学者の受入れと入学後の教育に有機的なつながりを持たせることから、大学院の修士課程段階で看護学分野、理学療法学分野、義肢装具学分野、臨床工学分野、放射線技術学分野に関する研究能力又は研究能力に加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を修得した者を受入れることとする。

入学受入れの対象者としては、本大学院保健医療学研究科の看護学専攻、リハビリテーション科学専攻、医療技術学専攻の修士課程を修了した者及び本学以外の大学院修士課程において看護学、理学療法学、義肢装具学、臨床工学、放射線技術学の各分野の教育を修めた者に加えて、当該専門分野の実践に携わる職業人等を受入れることにより、教育機会の拡大と多様な学生の受入れに積極的に対応することとしている。

保健医療学専攻博士後期課程では、養成する人材の目的及び教育課程の編成の考え方を踏まえて、入学者の受入の方針において求める人材像を次のとおり定めることとする（資料１８：アドミッション・ポリシー）。

①　研究者又は大学教員に対する強い志望動機と職業意欲を有している人。

②　専攻分野に関する基礎的な研究能力と高度な専門知識を有している人。

③　物事を多面的かつ論理的に考察でき、適切に判断することができる人。

④　自分の考えを的確に表現でき、相手に確実に伝達することができる人。

（２）入学者選抜の実施方法

入学者選抜の実施方法としては、保健医療学専攻博士後期課程における養成する人材の目的や入学者の受入方針を踏まえた上で、一般入試及び社会人入試により選抜する。

①　出願資格

本学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程に出願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア　修士の学位又は専門職学位を有する者及び入学時までに授与される見込みの者

イ　外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者及び入学時までに授与される見込みの者

ウ　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第１１８号）「大学を卒業し、大

学、研究所等において、２年以上研究に従事した者（入学時までに該当する見込みの者を含む）で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者」及び「外国において学校教育における１６年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した後、大学、研究所等において、２年以上研究に従事した者（入学時までに該当する見込みの者を含む）で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者」

エ　本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、本学入学までに２４歳に達した者

②　一般入試

実施時期：２月中旬

募集人員：２人

一般入試の実施方法は、事前に提出された成績証明書及び研究計画書等の書面確認をした上で、学力試験として外国語（英語）に関する記述試験、主要研究業績及び入学後の研究計画に関する口述試験を実施する。

③　社会人入試

実施時期：２月中旬

募集人員：１人

社会人入試の実施方法は、事前に提出された成績証明書、研究計画書及び業務経歴書等の書面確認をした上で、主要研究業績及び入学後の研究計画に関する口述試験を実施する。なお、社会人入試の受験資格については、①の受験資格に加え、社会人の前提条件として、教育機関や医療機関等において医療従事者・教員・研究者等として２年以上従事した者（入学時までに該当する見込みの者を含む）を対象とする。

（３）入学者選抜の判定方針

保健医療学専攻博士後期課程における入学者の受入方針に対する判定については、入学者選抜方法によって異なるが、求める人材像に対して、次のとおり行うこととする。

①　「研究者又は大学教員に対する強い志望動機と職業意欲を有している人」については、主要研究業績及び研究計画に関する口述試験を重視して判定する。

② 「専攻分野に関する基礎的な研究能力と高度な専門知識を有している人」については、成績証明書、主要研究業績、外国語試験、主要研究業績及び研究計画に関する口述試験を重視して判定する。

③ 「物事を多面的かつ論理的に考察でき、適切に判断することができる人」については、主要研究業績及び研究計画に関する口述試験を重視して判定する。

④ 「自分の考えを的確に表現でき、相手に確実に伝達することができる人」については、主要研究業績及び研究計画に関する口述試験を重視して判定する。

9 管理運営

本学及び本大学院の教学面における管理運営は、学長のリーダーシップの下、意思決定のスピードを高めるために、以下の会議体や組織を設置し、ガバナンス体制を整備している。

（1）企画運営会議

大学院を含めた大学全体の管理運営及び教学マネジメントを統括する機関として企画運営会議を設置し、北海道科学大学企画運営会議規程に基づき適切な管理運営を行っている。

企画運営会議の役割は、学長の諮問機関として大学全体に関する重要な事項を審議することであり、学長・副学長・学部長（研究科長を含む）・大学改革推進室長・全学共通教育部長・各センター長・事務局長・各部長で構成される。会議は、定例的に月１回（第２火曜日）開催されており、審議事項は、（１）教育課程の編成、運営に関する事項、（２）管理、運営全般に関する事項、（３）将来計画（事業計画、業務計画を含む）に関する事項、（４）人事に関する事項、（５）財務計画に関する事項、（６）予算審議に関する事項、（７）国外研修及び長期国内研修に関する事項、（８）その他必要と認める事項としている（資料１９：管理運営に関する規程類（北海道科学大学企画運営会議規程、意思決定のプロセス））。

（2）研究科委員会

北海道科学大学大学院学則第４６条に基づき研究科委員会を設置し、北海道科学大学大学院研究科委員会規程に基づき研究科長及び大学院担当の教授を委員として構成し、

定例的に月１回（第４金曜日）開催している。

研究科委員会は、（１）学生の入学、修了に関する事項、（２）研究指導、学位論文及び学位の授与に関する事項、（３）教育課程及び教育の改善に関する事項、（４）学生の表彰及び懲戒に関する事項、（５）その他学長の諮問する事項について、学長が決定を行うにあたり、その内容を審議し意見を述べるものとしている他、（１）学術研究に関する事項、（２）学生の退学、休学、除籍、その他学生の身分に関する事項、（３）学生の厚生補導に関する事項、（４）学則に関する事項、（５）その他本学大学院に関する重要事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができることとしている。

（３）運営委員会

北海道科学大学大学院研究科委員会規程に基づき、大学院に関する管理・運営の大綱及び研究科、専攻間の連絡調整、委員会に付議する議案の調整、その他学長が諮問する重要事項の審議を行うため、運営委員会を設置している。委員会は、定例ではないが必要に応じて開催している。

（４）各種センター、委員会等

北海道科学大学教員組織規程に基づき、以下の組織を設置する。

① 大学改革推進室
② 全学共通教育部
③ 学生支援センター
④ 就職支援センター
⑤ 入試広報センター
⑥ 研究支援・地域連携センター
⑦ 学術情報センター
⑧ 保健管理センター
⑨ 薬剤師生涯学習センター

大学改革推進室は、専門事項を全学的見地に立って企画立案する機関、その他のセンターは教育・研究・地域貢献等を実行する付属機関として定められており、それぞれ必要な役割を果たしている。また、保健管理センター、薬剤師生涯学習センターを除く各機関の長は企画運営会議の構成員となり、大学院を含めた大学全体の管理運営の中心的

役割を担い、学長のリーダーシップを補佐している。

この他、専門事項を審議する委員会を設置しており、その数は６３に上る（資料１９：管理運営に関する規程類（学内委員会一覧））。

10　自己点検・評価

（1）自己点検・評価の基本方針及び実施状況

本学では、その使命及び目的を果たすために、教育研究活動等について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを北海道科学大学大学院学則第２条に定めている。

また、北海道科学大学自己点検・評価規程に基づき、教育、研究、社会貢献等の質的向上を図り、大学院運営全般の改善・改革に資するための総括組織として「自己点検・評価委員会」を設置し、教育研究・組織運営・施設設備等の総合的な状況に対する自己点検・評価並びにその結果に対する認証評価機関による評価を受審することとしている（資料２０：自己点検・評価に関する規程（北海道科学大学自己点検・評価規程））。

さらに、同委員会の下部組織として、自己点検・評価のための情報収集・整理・調査・分析・提供などの教学ＩＲ（Institutional Research）を行うとともに、自己点検・評価委員会の求めに応じ、その職務を支援する「自己点検ＩＲ委員会」を設置しており、３年毎に自己点検・評価を行い、報告書にまとめ公表している他、毎年「自己点検評価レポート」を作成し、学内で共有することにより、自律的な点検改善サイクルを回す体制が整っている（資料２０：自己点検・評価に関する規程（北海道科学大学自己点検ＩＲ委員会規程））。

大学機関別認証評価では、平成２０年度及び平成２７年度に日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、同機構が定める基準に適合しているとの認定を受けている。

この他、北海道科学大学外部評価委員会規程に基づき「外部評価委員会」を設置し、教育関係者・地方自治体関係者・企業関係者等に委員を委嘱し、平成２６年度に外部評価を実施した（資料２０：自己点検・評価に関する規程（北海道科学大学外部評価委員会規程））。

（2）自己点検・評価の基本項目

本学における自己点検・評価の項目については、自己点検・評価の基本方針を踏まえ

た上で、以下の視点を重視した設定とする。

① 使命・目的及び教育目的に関すること

② 学生の受入れに関すること

③ 学生の支援に関すること

④ 学修環境及び教育研究等の環境に関すること

⑤ 教育課程の編成及び学修成果に関する全学的な方針の検証・評価に関すること

⑥ 教育研究組織及び研究支援に関すること

⑦ 教員・教員組織及び職員に関すること

⑧ 大学運営及び財務に関すること

⑨ 内部質保証に関すること

⑩ 社会連携・社会貢献に関すること

⑪ その他、委員会が必要と認める事項に関すること

11 情報の公表

（1）実施方法

本学では、大学設置基準及び学校教育法の改正による「教育研究活動等に関する情報公表」の義務化を受けて、大学院を含めた大学全体の運営や教育研究等の諸事業について、公的な教育機関としての社会的説明責任を果たすとともに、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育研究活動の質的向上を図ることを目的として情報公表に努めている。

保健医療学専攻博士後期課程にあっても同様にステークホルダーが適切に必要な情報を得られるよう配慮し、専攻等における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的について情報を公表していくこととしている。

教育情報の公表については、インターネットを利用し広く周知を図ることとしており、掲載予定のホームページのアドレスは、「https://www.hus.ac.jp/public-info/」とすることとしている。

ホームページからは、トップページの専用バナー、又は「トップ＞大学総合案内＞大学概要＞情報公表」により閲覧することができるように準備することとしている。

（２）実施項目

次の教育研究活動等の状況についての情報を公表する。

①　大学の教育研究上の目的に関すること

・保健医療学専攻博士後期課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー

・保健医療学専攻博士後期課程の人材養成に関する目的

②　教育研究上の基本組織に関すること

・大学組織図

③　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

・教員紹介、教員数、教員組織（年齢構成）、教員組織（役割分担）、研究業績一覧、校務役職者一覧、教員組織規程

④　入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

・保健医療学専攻博士後期課程のアドミッション・ポリシー（受入方針）

・入学者数、定員、在籍者数、学位授与数、入学者数推移

・就職データ（就職・求人状況）、就職先情報（業種別実績）

⑤　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

・保健医療学専攻博士後期課程のカリキュラム・ポリシー

・保健医療学専攻博士後期課程のシラバス

⑥　学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

・保健医療学専攻博士後期課程のディプロマ・ポリシー

・大学院学則、学位規程、学位規程の大学院に関する施行細則

⑦　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

・キャンパスマップ、施設紹介、校地・校舎面積、施設の耐震化の状況、学習環境、課外活動の状況、主な交通手段

⑧　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

・学費及びその他の経費

⑨　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

・学習支援体制、経済的支援体制、奨学金制度、学生生活支援体制、留学生支援体制、就職支援体制

⑩　国際交流・社会貢献等に関すること

・国際交流（協定相手先）、社会貢献活動（地域連携、高大連携、市民公開講座・講演会、学術交流）、産学連携（受託研究、奨学寄付金）、寒地未来生活環境研究所、寒地先端材料研究所、北方地域社会研究所、北の高齢社会アクティブライフ研究所

⑪　財務及び経営に関すること

・事業報告

なお、上記の掲載項目に加えて、大学機関別認証評価報告書や自己点検・評価報告書、組織再編に伴う設置認可・届出書及び設置計画履行状況報告書などを積極的にホームページで公表している。

・自己点検評価のアドレス:

(https://www.hus.ac.jp/info/activity/evaluation.html)

・設置認可・届出書・設置計画履行状況報告書のアドレス：

(https://www.hus.ac.jp/info/activity/advisory.html)

また、学内の行事やでき事などを随時、トピックスとして配信し、大学の取り組みや教育活動を広く社会に対して情報提供することに努めている。

・ニューストピックスのアドレス：

(https://www.hus.ac.jp/hit_topics/)

12　教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

（1）教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等（ＦＤ研修）

本学におけるファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）を推進するため、北海道科学大学ファカルティ・ディベロップメント規程に基づき、「北海道科学大学ＦＤ委員会」を設置している。授業（及び研究指導）の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を推進し、各学部や研究科の教育目標を達成するため、以下の基本項目について諸活動を実施している（資料２１：教職員への研修等に関する規程類（北海道科学大学ファカルティ・ディベロップメント規程、平成３０年度ＦＤ研修実施状況一覧））。

①　授業及び研究指導の内容及び方法改善のための調査、研究及び支援

②　全学的ＦＤの計画立案と実施に関すること

③　教育組織ごとに実施されたＦＤ活動の結果集約とその発表に関すること

④　授業改善のためのアンケートに関すること

⑤　ＦＤのための組織体制に関すること

⑥　その他組織的教育活動に必要と認められる事項

なお、今般設置する保健医療学専攻博士後期課程においては、分野間及び教員間の有機的な連携、他の分野や領域への横展開を意識した教育活動及び、専門の枠を越えて研究することを推進するため、授業科目及び研究指導の内容や方法の改善のための研究会や授業科目ごとの教育目標を効果的に達成するためのオリジナルのテキストや教材を協同で開発するための研修会を実施することとしている。

（２）管理運営に必要な教職員への研修等（ＳＤ研修）

①　実施体制

本学における管理運営に必要な教職員への研修等の取組みについては、学校法人全体を対象とする学校法人北海道科学大学スタッフ･ディベロップメント規程に基づき、事務職員のみならず、教員及び技術職員を含めて、大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることを目的とした、知識・技能の習得及び能力・資質の向上のための活動（ＳＤ活動）を推進することとしている。なお、開催する内容の検討、実施については、人事課及びＦＤ委員会が中心となって行うこととしている。また、ＦＤ委員会が主催する研修等については事務職員も積極的に参加することとしている（資料２１：教職員への研修等に関する規程類（学校法人北海道科学大学スタッフ・ディベロップメント規程、平成３０年度ＳＤ研修実施状況一覧））。

②　実施内容

具体的なＳＤ活動については、以下に掲げる項目により実施する。

ア　大学等の管理運営及び教育研究支援に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質の向上を図るための研修に関すること

イ　建学の精神（３つのポリシーを含む）に照らした大学等の取組の自己点検・評価と内部質保証、及び大学等の改革に資する研修に関すること

ウ　職員として求められているリーダーシップ能力、マネジメント能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、危機管理能力、政策提案・実現能力、問題解決能力及び事務処理能力等の向上を図るための研修に関すること

エ　学生の人間形成を図るために行われる正課外の諸活動における様々な指導、援

助等の研修に関すること

オ　職員のスキルアップに役立つ資格取得に関すること

カ　大学組織における業務の見直しや事務処理の改善等に関すること

キ　その他ＳＤ活動として必要と認める事項

なお、研修会等については、外部団体が主催して行う「学外研修会等」と大学等が独自に企画して開催する「学内研修会等」に大別し、さらに、これら学内外の研修会等を次のとおり区分して実施することとしている。

・階層別：新任職員、中堅職員、指導的職員など、経験や役職（職階）に応じて必要な知識を得るための研修会等

・目的別：特定の知識・技能を修得するための研修会等

・業務別：業務ごとの質的向上や改善等に役立つための研修会等

・個　別：職員個々が自主的に自己啓発、スキルアップ等を図るための研修会等

資　料　目　次

資料１：グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～答申　平成２３年１月３１日　中央教育審議会
資料２：人材需要調査集計表
資料３：保健医療学部人事計画（平成３４年度～平成３８年度）
資料４：北海道内の保健医療系大学院の設置状況及び定員充足状況
資料５：カリキュラムフロー
資料６：北海道科学大学大学院担当教員選考規程
資料７：定年退職者の再任用に関する規程
・学校法人北海道科学大学定年規程
・学校法人北海道科学大学定年退職者の再任用に関する規程
資料８：北海道科学大学大学院
工学研究科・保健医療学研究科履修規程
資料９：北海道科学大学大学院における長期履修に関する取扱要領
資料10：履修モデル
資料11：研究指導及び修了までのスケジュール表
資料12：北海道科学大学倫理委員会規程
資料13：北海道科学大学学位規程
資料14：大学院学生研究室及び専用講義室
資料15：保健医療学研究科授業時間割モデル
資料16：保健医療学研究科　電子リソース・学術雑誌一覧
資料17：基礎となる修士課程及び学部との関係図
資料18：アドミッション・ポリシー
資料19：管理運営に関する規程類
・北海道科学大学企画運営会議規程
・意思決定のプロセス
・学内委員会一覧
資料20：自己点検・評価に関する規程
・北海道科学大学自己点検・評価規程
・北海道科学大学自己点検ＩＲ委員会規程
・北海道科学大学外部評価委員会規程
資料21：教職員への研修等に関する規程類
・北海道科学大学ファカルティ・ディベロップメント規程
・平成30年度ＦＤ研修実施状況一覧
・学校法人北海道科学大学スタッフ・ディベロップメント規程
・平成30年度ＳＤ研修実施状況一覧

（資料１）グローバル化社会の大学院教育
～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～
答申　平成２３年１月３１日　中央教育審議会

（抜粋資料）
※下線部分が引用箇所

グローバル化社会の大学院教育
～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～
答申

平成２３年１月３１日
中央教育審議会

目　次

１．はじめに～検討の経緯・・・

大学院部会専門職学位課程ワーキング・グループにおける審議について・・・・・・・・・・・ 109

大学院の現状・・・・・・・・・・・

４．大学院教育の改善方策

（１）学位プログラムとしての大学院教育の確立

① 課程制大学院制度の趣旨に沿った体系的な教育の確立

博士課程，修士課程，専門職学位課程を編成する専攻単位で，人材養成の目的や学位の授与要件，修得すべき知識・能力の内容を具体的・体系的に示す。その上で，コースワークから研究指導へ有機的につながりを持った体系的な大学院教育を確立する。

国内外の社会の様々な分野で活躍できる高度な人材を養成する大学院教育を確立するためには，博士，修士，専門職学位それぞれの課程の人材養成の目的や学位の授与要件，修得すべき知識・能力を明確に示し，学位プログラムとして体系的な教育を展開することが不可欠である。

「17年大学院答申」は，「大学院の教育内容としては，学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワーク等により，関連する分野の基礎的素養の涵養を図り，学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力（専門応用能力）を培う教育が重要となる。加えて，高い倫理性や世界の多様な文化・歴史に対する理解力，語学力を含めたコミュニケーション能力などを身に付けさせることも求められる。」とし，大学院設置基準の改正により，教育課程の編成方針を定めるとともに，研究科・専攻ごとの人材養成の目的等の設定，公表を義務付けた。

これら大学院教育に求められる知識や能力には，各課程の目的や学問分野を問わず共通の内容を含んでおり，学生がこれらの幅広い基礎的能力や俯瞰的なものの見方を修得した上で専門分野を選択し，それぞれの研究指導へと有機的につながるよう，各大学院の学位プログラムの特性に応じて，専門分野に共通するコア科目を修得させるなど体系的なコースワークの充実が求められる。

＜大学院教育の質の向上につながる優れた取組の支援＞

国は，明確な人材養成の目的に基づき，高度な専門的知識・能力に加え，俯瞰的なものの見方，専門応用能力，コミュニケーション能力，国際性等を課程を通じて体系的に修得させるプログラムや，関係する産業界や研究機関，他大学等との連携による優れた教育方法や教材開発など，大学院教育全体の質の向上につながる優れた取組の支援を通じ，国際的にも魅力ある教育の取組の普及・発展を図っていく必要がある。

② 学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制の確立

各教員の役割分担と連携体制を明確にし，教員間の綿密な協議に基づいて体系的な大学院教育を提供し，学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制を確立する。

これまでの大学院教育には，個々の担当教員がそれぞれの研究室で行う研究活動に依存する傾向が見られた。このため，「17年大学院答申」は，「人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし，これらに即した体系的な教育の課程の提供，その責任ある実践のための人的・組織的体制，物的環境を整えることが重要」とした。このことを踏まえ，関係法令の改正により，学生に対する成績評価基準の明示や教育内容の改善のための組織的な研修等を義務付け，さらに，柔軟かつ機動的な教育研究を実現しながら若手教員が自らの資質・能力を十分に発揮して教育・研究を担当できるよう，助教制度の創設や，講座制又は学科目制を基本原則とする規定の削除など教員組織の在り方の見直しなどがなされた。

学位プログラムとして体系的な大学院教育を確立し，学生の質を保証するためには，人材養成の目的や修得すべき知識・能力を明確に設定し，これに基づく教育の展開，評価，改善のサイクルが確立された組織的な教学マネジメントを構築し，必要な知識・能力を確実に修得させる組織的な教育・研究指導体制が不可欠である。このため，多様な能力を有する様々な分野の教員によって専攻の枠を超えた学位プログラムを構築し，これら担当教員が綿密に協議しながら，各教員がカリキュラムに関する共通理解を持ち，それぞれの役割分担と連携体制を明確にすることが重要である。また，関係する教員が組織的に教育・研究指導能力の向上に取り組み，明確な成績評価基準に沿った厳格な成績評価・修了認定をより徹底し，学生の質を保証するための体系を適切に整えることが必要である。

各大学では，高い専門性と幅広い視野を求める社会の要請と，先端的・学際的研究が進む科学技術の動向に柔軟に対応するため，教育組織と研究組織を分離し，相互の柔軟な連携により教育研究を機動的に展開するなど，教育研究組織の見直しが様々な形で行われているが，各大学の権限と責任において，各教員の役割分担と連携体制が確保され，かつ，責任の所在が明確となるよう教育研究組織の具体的な編制等を定めることが必要である。

＜複数の教員による研究指導体制の確保＞

高い専門性とともに幅広い視野を備え，専門分野の枠にとらわれない独創性・創造性を持った人材を養成する観点からは，異なる専門分野の複数の教員が論文作成等の研究指導を行う体制を確保することが重要である。各大学は，上記の助教制度の創設や，講座制又は学科目制を基本原則とする規定の削除の趣旨を十分に踏まえ，教育研究組織を見直していくことが必要である。

また，国は，各大学院の組織的な研究指導体制の現状と優れた事例の積極的な情報提供を進める必要がある。

＜教員の教育・研究指導能力の向上＞

体系的な大学院教育を充実させるためには，大学院教育に携わる教員の教育・研究指導能力の向上が不可欠である。ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）や教育評価に関する取組は学士課程段階が中心であることが多いため，各大学は，研究科や

専攻の教員が常にお互いに教育について活発に議論するとともに，諸外国の大学院の教育・研究指導の経験を活用するなど大学院教育に関する組織的な研修体制を充実させる必要がある。さらに，複数教員による指導体制や授業内容の公開等を通じた同僚教員による評価（ピアレビュー）を通じて，教育・研究指導能力を向上させる取組も求められる。

＜教員の教育研究活動の適切な評価＞

教員の教育・研究指導能力を向上させるためには，組織的な研修体制の充実，学生に対する厳格な成績評価とともに，教員の教育研究活動を適切に評価する仕組みが一体となって機能することが必要である。その際，教員の教育研究活動の評価においては，論文数のみではなく研究業績を適切に評価するとともに，授業や研究指導の実施状況，修了者の活躍状況など教育面の取組を可能な限り客観的に把握，可視化し，教育業績や能力の多面的な評価を充実させ，採用・昇任，再任用等の人事や処遇への反映，教育・研究指導能力向上の取組との有機的連携などの工夫が必要である。国は，各大学での教員の教育研究活動の評価に資するよう評価指標の開発を推進する必要がある。

＜ＴＡの組織的導入と学生の教育指導能力の向上＞

学生にとって，ティーチング・アシスタント（ＴＡ）は，単なる経済的支援としてのみならず，教育経験を積むことを通じてこれまで学修した知識を定着させる機能を果たし，また，高度な専門性に加え全体を俯瞰しながら知識・能力を教授することが求められる大学教員等の養成に重要な機能を果たす。優れたＴＡの存在は大学教育の質を高めることから，ＴＡの取組を充実し修士課程・博士課程（前期）等の教育活動の中で組織的に推進することが求められる。

国は，大学教員の教育力の向上のため，共同利用拠点の形成や，大学院における優れた大学教員の養成のための取組（プレＦＤ）等を促すことが必要である。

＜専攻・大学間の連携や入学定員の見直し等による教育の質の確保＞

学生数が非常に少ない博士課程等の専攻においては，体系的な大学院教育を通じて多様な学生が互いに切磋琢磨する環境を確保する必要がある。このため，それぞれの基礎となる学部・学科の上に設置されている専攻間の壁を超え，各大学の強みを生かした融合型の専攻へ再編することや，専攻間，大学間が連携・協力することなどにより，教育の質を確保していくことが求められる。

また，安易に入学者数の確保を優先するのではなく，大学院教育の質の保証を図り，定員の充足状況や社会的需要等を総合的に勘案し，必要に応じ，自ら入学定員を見直すよう努めることが必要である。

（資料２）人材需要調査集計表

人材需要調査集計表（保健医療学専攻）

このアンケートは、北海道科学大学のアンケート調査項目のうち採用意向に関連した質問を取り纏め、集計したものである。

問1　貴機関における保健衛生系・リハビリテーション系の研究職・教育職の充足状況について、お尋ねいたします。
1　充足している　　2　若干不足している　　3　不足している　　4　非常に不足している

評価 / 専攻名	有効回答数	回答1	回答2	回答3	回答4		無回答	調査数
研究所・事業所等	20	7	8	5	0		1	21
北海道内保健医療学系私立大学	7	3	4				1	8
合計	27	10	12	5	0	―	2	29
割合（%）	100.0	37.0	44.4	18.6	0.0	―	―	―

問2　保健衛生系・リハビリテーション系分野における研究者や大学教員の養成を目的とする大学院博士後期課程の教育について、どのようにお考えになりますか。
1　必要性を感じる　　2　必要性を感じない　　3　分からない

評価 / 専攻名	有効回答数	回答1	回答2	回答3	回答4		無回答	調査数
研究所・事業所等	20	20					1	21
北海道内保健医療学系私立大学	7	7					1	8
合計	27	27	0	0	0	―	2	29
割合（%）	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	―	―	―

問3　北海道科学大学大学院の保健医療学専攻博士後期課程について、どのようにお考えになりますか。
1　必要性を感じる　　2　必要性を感じない　　3　分からない

評価 / 専攻名	有効回答数	回答1	回答2	回答3	回答4		無回答	調査数
研究所・事業所等	21	17		4			0	21
北海道内保健医療学系私立大学	6	6					2	8
合計	27	23	0	4	0	―	2	29
割合（%）	100.0	85.2	0.0	14.8	0.0	―	―	―

問4　北科大大学院の保健医療学専攻博士後期課程で学んだ修了生の採用について、どのようにお考えになりますか。
1　採用したい　　2　採用しない　　3　分からない　　4　その他（具体的に　　）

評価 / 専攻名	有効回答数	回答1	回答2	回答3	回答4		無回答	調査数
研究所・事業所等	21	9	1	5	6		0	21
北海道内保健医療学系私立大学	7	5		2			1	8
合計	28	14	1	7	6	―	1	29
割合（%）	100.0	50.0	3.6	25.0	21.4	―	―	―

問5　＜問5は、問4で「1」と回答された方のみ＞
北科大大学院の保健医療学専攻博士後期課程で学んだ修了生を採用する場合の専門領域について、どのようにお考えになりますか。
1　看護学領域　　2　理学療法学領域　　3　義肢装具学領域
4　臨床工学領域　　5　診療放射線学領域

専攻名＼評価	有効回答数＜複数回答＞	回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	無回答	調査数
研究所・事業所等	11	0	2	2	4	3	0	21
北海道内保健医療学系私立大学	6	5	1				2	8
合計	17	5	3	2	4	3	2	29
割合（%）	100.0	29.4	17.6	11.8	23.5	17.6	―	―

【結果】

・保健衛生系・リハビリテーション系の研究職・教育職の充足状況については、有効回答数27件の63．0%にあたる17件が「若干不足している」又は「不足している」と回答している
・保健衛生系・リハビリテーション系分野における研究者や大学教員の養成を目的とする大学院博士後期課程の教育については、有効回答数27件の100．0%にあたる27件が「必要性を感じる」と回答している
・北海道科学大学大学院の保健医療学専攻博士後期課程については、有効回答数27件の85．2%にあたる23件が「必要性を感じる」と回答している
・北科大大学院の保健医療学専攻博士後期課程で学んだ修了生の採用については、有効回答数28件の50．0%にあたる14件が「採用したいと」と回答している

※この資料をご覧いただき、添付のアンケートにお答えください

北海道科学大学大学院では、平成32年4月に
保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士後期課程
（仮称、設置構想中）の開設を予定しています。

※この資料に記載されている内容はすべて予定であり、変更になる可能性があります。

北海道科学大学大学院では、保健医療学部及び保健医療学研究科修士課程を基礎とした保健医療学専攻博士後期課程を平成32年4月に開設予定としています。

【養成する人材】

学術研究を担う者としての自覚や意識と自立して研究活動を行うに足る研究能力を有して、現代社会が直面する保健医療分野の諸課題を多角的に分析し、専門分野における問題解決に向けた理論や実践を開発することのできる研究者を養成します。

また、研究者の養成と同様の要素に加えて、大学教育を担う者としての自覚や意識と授業運営や教育方法等の指導力を有して、大学教育の専門分野における基礎教育の充実に向けた授業設計や学生指導を実践することができる教育者を養成します。

■研究者養成モデル：豊かな知的学識と研究倫理や研究手法に関する研究能力を有して、保健医療分野における研究課題の設定や研究活動の実施など高度な研究開発の企画運営を実践することができる人材を養成します

■大学教員養成モデル：研究者の養成と同様の要素に加えて、授業運営や教育方法等の指導力を有して、大学教育の専門分野における基礎教育の充実に向けた授業設計や学生指導を実践することができる人材を養成します

【既設の学部・修士課程との関係図】

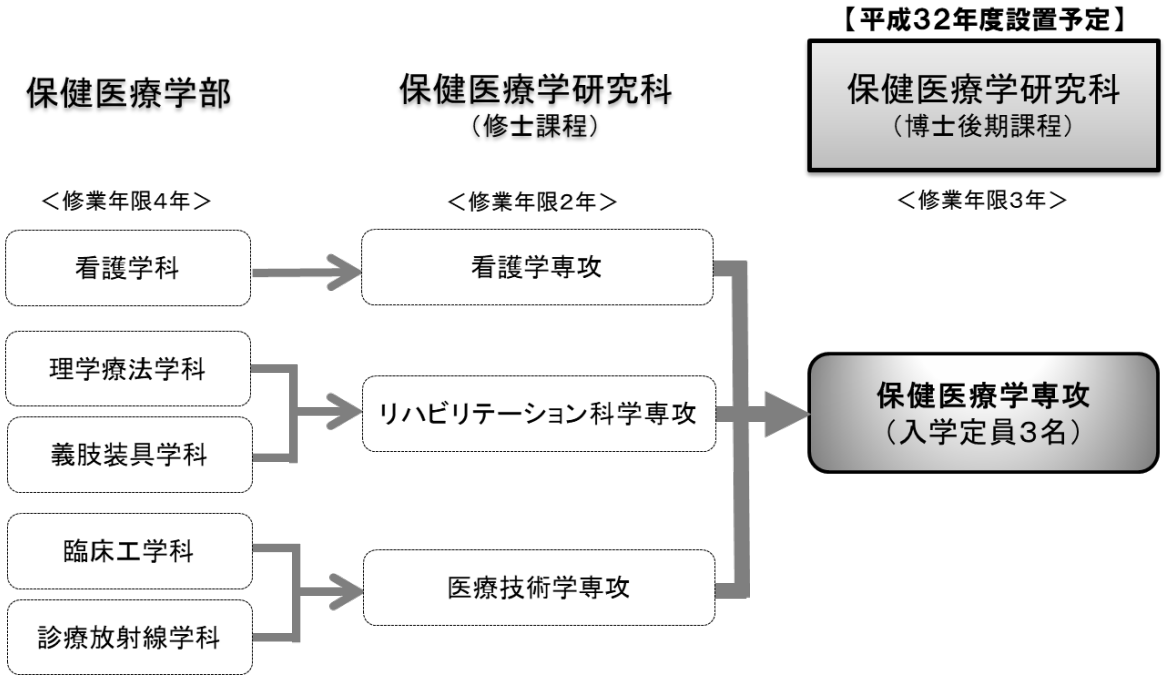

※この資料をご覧いただき、添付のアンケートにお答えください

【設置の概要】

■設置専攻：北海道科学大学大学院　保健医療学研究科
　　保健医療学専攻　博士後期課程

■学生定員：入学定員３名／収容定員９名

■開設時期：平成３２（２０２０）年４月

■設置場所：北海道札幌市手稲区前田７条１５丁目４－１

■アクセス：JR手稲駅北口よりJRバスで約9分。タクシーで約5分。徒歩では約25分

【大学院として担う人材養成機能】

保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程として担う人材養成機能は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」を主としつつ、当該人材養成機能の延長線上として、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」を担うこととしています。

【学位授与の方針】

●保健医療の最新の動向や諸課題の理解と研究倫理や研究方法を修得します

●高度な研究活動を実践するための基礎となる豊かな知的学識を修得します

●研究者や教育者としての自覚や意識と研究や教育の実践方法を修得します

●自ら研究課題を設定し研究活動が実践できる高度な研究能力を修得します

【教育課程編成方針】

高度な学術研究を基盤とした教育を展開するとともに、狭い範囲の研究領域のみならず、幅広く高度な知識や能力が身に付く体系的な教育課程を編成します。

●保健医療学分野における共通的な諸課題の理解や最新の研究動向と多様な研究方法等の理解とともに研究者としての規範と責務に基づく適切な判断力を修得するための科目群を配置します

●専門分野の研究開発における俯瞰的な視点からの考察力や主体的な問題発見や解決に必要な情報の収集・分析から解決方法の検討や選択ができる能力を修得するための科目群を配置します

●研究者や教育者としての自覚や意識の涵養及び多様な研究活動や教育活動の場を通じて研鑽を積むことにより研究活動や教育活動の在り方や実施方法を修得するための科目群を配置します

●自己の研究課題の設定にはじまり研究計画の立案・調査・分析から研究の過程で得られた個々の成果の発表や意見交換等を通して高度な研究能力を修得するための科目群を配置します

【開設予定科目】

■共通科目：保健医療学基盤研究、保健医療学研究方法、保健医療学研究倫理

■専修科目：保健医療学特殊研究Ⅰ、保健医療学特殊研究Ⅱ、保健医療学特殊研究Ⅲ、
　　保健医療学特殊研究Ⅳ、保健医療学特殊研究Ⅴ

■展開科目：研究開発基盤研究、研究開発実践研究、大学教育基盤研究、大学教育実践研究

■研究科目：保健医療学特別研究

【学　　費】※予定

初年度納付金：1,000,000 円（入学金：200,000 円、授業料：800,000 円）

※本学の卒業生が入学するときは、入学金が免除されます

北海道科学大学大学院 保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士後期課程（仮称）の人材需要に関するアンケート調査

【回答欄】

【貴機関の種別について、お伺いします。】

次の中から、該当する業種を選んで、回答欄に番号を記入してください。

1　研究機関　　2　教育機関
3　医療機関　　4　民間企業
5　その他（具体的に　　）

【貴機関の所在地について、お伺いします。】

次の中から、該当する県名を選んで、回答欄に番号を記入してください。

1　北海道　　2　東北地方
3　関東地方　　4　その他（具体的に　　）

問１　貴機関における保健衛生系・リハビリテーション系の研究職・教育職の充足状況について、お尋ねいたします。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1　充足している　　2　若干不足している
3　不足している　　4　非常に不足している

問２　保健衛生系・リハビリテーション系分野における研究者や大学教員の養成を目的とする大学院博士後期課程の教育について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1　必要性を感じる　　2　必要性を感じない

問３　北海道科学大学大学院の保健医療学専攻博士後期課程について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1　必要性を感じる　　2　必要性を感じない
3　わからない

問４　北海道科学大学大学院の保健医療学専攻博士後期課程で学んだ修了生の採用について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1　採用したい　　2　採用しない
3　わからない　　4　その他（具体的に　　）

＜問５は、問４で「１」と回答された方のみ、お答えください＞

問５　北海道科学大学大学院の保健医療学専攻博士後期課程で学んだ修了生を採用する場合の専門領域について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つ又は二つ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1　看護学領域　　2　理学療法学領域
3　義肢装具学領域　　4　臨床工学領域
5　診療放射線学領域

これで、アンケートは終わりです。
ご多忙中、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

（資料３）保健医療学部人事計画

（平成３４年度～平成３８年度）

保健医療学部　人事計画（平成３４年度～平成３８年度）

学科	教員計画	平成３４年度末	平成３５年度末	平成３６年度末	平成３７年度末	平成３８年度末
看護学科	退職予定	定年規程により専任教員１名が退職予定		定年規程により専任教員３名が退職予定	定年規程により専任教員２名が退職予定	
	新規採用予定	公募等により、博士の学位、看護学分野に関する研究業績を有する助教１名を採用		公募等により、博士の学位、看護学分野に関する研究業績を有する教授１名、講師１名、助教１名を採用	公募等により、博士の学位、看護学分野に関する研究業績を有する助教１名を採用	
	昇格予定	教育研究業績等の評価に基づき、准教授１名を教授に、講師３名を准教授に、助教２名を講師に昇格	教育研究業績等の評価に基づき、講師２名を准教授に、助教１名を講師に昇格	教育研究業績等の評価に基づき、助教１名を講師に昇格	教育研究業績等の評価に基づき、准教授１名を教授に昇格	
理学療法学科	退職予定	定年規程により専任教員１名が退職予定 ※内専任教員１名は定年退職者の再任用に関する規程に基づき再任用	定年規程により専任教員１名が退職予定	定年規程により専任教員１名が退職予定		
	新規採用予定	公募等により、博士の学位、理学療法学分野に関する研究実績等を有する助教１名を採用	公募等により、博士の学位、理学療法学分野に関する研究実績等を有する助教１名を採用			
	昇格予定	教育研究業績等の評価に基づき講師１名を准教授に昇格	教育研究業績等の評価に基づき准教授１名を教授に昇格	教育研究業績等の評価に基づき准教授１名を教授に、講師２名を准教授に、助教２名を講師にそれぞれ昇格		
義肢装具学科	退職予定		定年規程により専任教員１名が退職予定 ※内専任教員１名は定年退職者の再任用に関する規程に基づき再任用	定年規程により専任教員１名が退職予定		
	新規採用予定			公募等により、博士の学位、義肢装具学分野に関する研究実績等を有する講師１名を採用		
	昇格予定	教育研究業績等の評価に基づき准教授１名を教授に昇格		教育研究業績等の評価に基づき講師１名を准教授に昇格	教育研究業績等の評価に基づき講師１名を准教授に昇格	
臨床工学科	退職予定	定年規程により専任教員１名が退職予定 ※内専任教員１名は定年退職者の再任用に関する規程に基づき再任用	定年規程により専任教員１名が退職予定 ※内専任教員１名は定年退職者の再任用に関する規程に基づき再任用	定年規程により専任教員１名が退職予定	定年規程により専任教員２名が退職予定 ※内専任教員１名は定年退職者の再任用に関する規程に基づき再任用	
	新規採用予定			公募等により、博士の学位、臨床工学学分野に関する研究実績等を有する講師１名を採用	公募等により、博士の学位、臨床工学学分野に関する研究実績等を有する助教１名を採用	
	昇格予定	教育研究業績等の評価に基づき助教１名を講師に昇格	教育研究業績等の評価に基づき准教授１名を教授に昇格	教育研究業績等の評価に基づき准教授１名を教授に昇格	教育研究業績等の評価に基づき講師２名を准教授に昇格	
診療放射線学科	退職予定			定年規程により専任教員１名が退職予定 ※内専任教員１名は定年退職者の再任用に関する規程に基づき再任用		定年規程により専任教員２名が退職予定 ※内専任教員１名は定年退職者の再任用に関する規程に基づき再任用
	新規採用予定					公募等により、博士の学位、診療放射線学分野に関する研究実績等を有する助教１名を採用
	昇格予定	教育研究業績等の評価に基づき准教授１名を教授に、講師２名を准教授にそれぞれ昇格	教育研究業績等の評価に基づき助教２名を講師に昇格	教育研究業績等の評価に基づき准教授１名を教授に昇格		

（資料４）北海道内の保健医療系大学院の
設置状況及び定員充足状況

北海道内の保健医療系大学院の設置状況及び定員充足状況

1．北海道内の保健医療系大学院（博士後期課程）の入学定員＜平成30年度＞

区分	大学院名	研究科名	専攻名	コース名	科目群	入学定員
国立	北海道大学大学院	保健科学院	保健科学	保健科学	先進医療科学 総合健康科学	10
				看護学	看護科学	
公立	札幌医科大学大学院	保健医療学	看護学	—	—	2
			理学療法学・作業療法学	—	—	6
公立	札幌市立大学大学院	看護学	看護学	—	—	3
私立	日本赤十字北海道看護大学大学院	看護学	共同看護学	—	—	2
私立	北海道医療大学大学院	看護福祉学	看護学	—	—	2
		リハビリテーション科学	リハビリテーション科学	—	—	2

2．北海道内の保健医療系大学院（博士後期課程）の入学定員充足率＜過去3年間＞

区分	大学院名	研究科名	専攻名	コース名	科目群	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
						入学定員	入学者数	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数
国立	北海道大学大学院	保健科学院	保健科学	保健科学	先進医療科学 総合健康科学	8	8	10	9	10	9
				看護学	看護科学						
公立	札幌医科大学大学院	保健医療学	看護学	—	—	2	0	2	0	2	0
			理学療法学・作業療法学	—	—	6	5	6	3	6	4
公立	札幌市立大学大学院	看護学	看護学	—	—	3	1	3	1	3	3
私立	日本赤十字北海道看護大学大学院	看護学	共同看護学	—	—	2	3	2	4	2	2
私立	北海道医療大学大学院	看護福祉学	看護学	—	—	2	1	2	1	2	2
		リハビリテーション科学	リハビリテーション科学	—	—	2	1	2	1	2	2
					合計	25	19	27	19	27	22
					定員充足率		76.0%		70.4%		81.5%

（資料５）カリキュラムフロー

カリキュラムフロー（保健医療学専攻）

必修科目は赤塗り　、選択科目は青塗り　、（　）内の数字は単位数

No.	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	配当科目					
			1年		2年		3年	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期
1	保健医療の最新の動向や諸課題の理解と研究倫理や研究方法を修得している	保健医療学分野における共通的な諸課題の理解や最新の研究動向と多様な研究方法等の理解とともに研究者としての規範と責務に基づく適切な判断力を修得するための科目群を配置する	保健医療学基盤研究（2） 保健医療学研究倫理（2）	保健医療学研究方法（2）				
2	高度な研究活動を実践するための基礎となる豊かな知的学識を修得している	専門分野の研究開発における俯瞰的な視点からの考察力や主体的な問題発見や解決に必要な情報の収集・分析から解決方法の検討や選択ができる能力を修得するための科目群を配置する	保健医療学特殊研究Ⅰ（2） 保健医療学特殊研究Ⅱ（2） 保健医療学特殊研究Ⅲ（2） 保健医療学特殊研究Ⅳ（2） 保健医療学特殊研究Ⅴ（2）					
3	研究者や教育者としての自覚や意識と研究や教育の実践方法を修得している	研究者や教育者としての自覚や意識の涵養及び多様な研究活動や教育活動の場を通じて研鑽を積むことにより研究活動や教育活動の在り方や実施方法を修得するための科目群を配置する	研究開発基盤研究（2） 大学教育基盤研究（2）	研究開発実践研究（2） 大学教育実践研究（2）				
4	自ら研究課題を設定し研究活動が実践できる高度な研究能力を修得している	自己の研究課題の設定にはじまり研究計画の立案・調査・分析から研究の過程で得られた個々の成果の発表や意見交換等を通して高度な研究能力を修得するための科目群を配置する	保健医療学特別研究（12）					

（資料６）北海道科学大学大学院担当教員選考規程

北海道科学大学大学院担当教員選考規程

（目　　的）

第１条　この規程は、北海道科学大学大学院学則第 43 条に基づき、授業及び学位論文の作成等に関する指導を担当する専任の教授、准教授、講師及び助教（以下「大学院担当教員」という。）の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（大学院担当教員の資格）

第２条　博士課程を担当する教員は、次の各号の一つに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

（１）博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

（２）研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

（３）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

２　修士課程を担当する教員は、次の各号の一つに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

（１）博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

（２）研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

（３）特定の専門分野について、高度の技術・技能を有する者

（４）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（担当の範囲）

第３条　大学院担当教員の研究指導及び授業等の担当の範囲は、原則として次のとおりとする。

（１）教授は、博士課程又は修士課程の研究指導及び授業を担当する。

（２）准教授は、博士課程の研究指導補助、授業及び実験等並びに修士課程の研究指導、授業及び実験等を担当する。

（３）講師は、博士課程の授業並びに修士課程の研究指導補助、授業及び実験等を担当する。

（４）助教は、修士課程の授業及び実験等を担当する。

（申　　請）

第４条　大学院専攻長は、新たに大学院担当教員を選任する必要が生じた場合は、候補者の履歴書及び教育研究業績書を添えて、研究科長に申請しなければならない。

（資格審査）

第５条　研究科長は、候補者の申請があったとき、各研究科の運営委員会において資格審査をおこない、企画運営会議で審議するものとする。

２　資格審査は、候補者の教育研究業績及び教育研究上の指導能力を総合的に判断して、おこなうものとする。

３　資格審査基準は別に定める。

（継続資格審査）

第６条　研究科長は、大学院担当教員の継続資格審査を５年ごとにおこなうものとする。

２　継続資格審査基準は別に定める。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、企画運営会議の議を経て学長が決定する。

付　　則

1　この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。ただし、施行日以前に大学院担当教員として判定されている教員にあっては、この規程に基づき審査を受けたものと見なし、平成 27 年３月 31 日迄の間は、第６条に定める継続資格審査を適用しない。

1　この規程の改正は、平成 26 年４月１日から施行する。

1　この規程の改正は、平成 27 年４月１日から施行する。

1　この規程の改正は、平成 29 年４月１日から施行する。

1　この規程の改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

1　この規程の改正は、平成 32 年４月１日から施行する。

（資料７）定年退職者の再任用に関する規程

・学校法人北海道科学大学定年規程

・学校法人北海道科学大学定年退職者の
再任用に関する規程

学校法人北海道科学大学定年規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人北海道科学大学（以下「法人」という。）就業規則第30条の規定に基づき、職員の定年に関し必要な事項を定める。

（定　年）

第２条　職員の定年は次のとおりとする。

（１）大学の教授・准教授・講師・助教　　63歳

（２）前号以外の職員　　60歳

２　定年による退職の日は、定年に達した日の属する年度の末日とする。

（定年退職者の再任用）

第３条　前条に規定する定年退職者のうち、本人が引続き勤務することを希望する場合は、再任用することができる。

２　再任用に関する事項は、別に定める。

（適用除外）

第４条　この規程は、学長その他の職にある職員で理事長において法人の運営上特に必要と認めた職員には適用しない。

（規程の改廃）

第５条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附　則

１　この規程は、昭和59年４月１日から施行する。

２　昭和51年４月１日から施行の「停年職員再雇用に関する規程」及び「職員再雇用等に関する審査基準」はこれを廃止する。

３　昭和51年４月１日から施行の「特別職員任用規程」及び「嘱託職員任用規程」はこれを廃止する。

この規程は、昭和61年10月１日から施行する。

この規程は、平成７年４月１日から施行する。

この規程は、平成18年４月１日から施行する。ただし、第３条第１項中「本人が引続き勤務することを希望する場合は」とあるのを大学の教員（教授、助教授、講師）で平成19年３月31日、平成20年３月31日、平成21年３月31日及び平成22年３月31日の定年退職者は、「学園の運営上必要と認められる場合は、所属長の上申により理事長の承認を得て」と読み替えて適用する。

１　この規程は、平成19年４月１日から施行する。

２　第３条第１項中「本人が引続き勤務することを希望する場合は」とあるのを大学の教員（教授、准教授、講師、助教）で平成20年３月31日、平成21年３月31日及び平成22年３月31日の定

年退職者は、「学園の運営上必要と認められる場合は、所属長の上申により理事長の承認を得て」と読み替えて適用する。

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

この規程は、平成32年４月１日から施行する。

学校法人北海道科学大学定年退職者の再任用に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人北海道科学大学（以下「法人」という。）定年規程第３条の規定に基づき、定年退職者の再任用に関し必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　この規程において「再任用」とは、法人定年規程第２条に定める定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）を超えて引続き法人に採用する制度をいう。

（身　分）

第３条　再任用者の身分は、特任職員とする。

（再任用基準）

第４条　特任職員として再任用することができる者は、定年退職日を超えて引き続き勤務することを希望し、別表１の基準を満たすものとする。

２　前項の基準は、次の表の期間の区分に応じ同表に定める年齢以上の者を対象とする。

平成25年４月１日から平成28年３月31日まで	61歳
平成28年４月１日から平成31年３月31日まで	62歳
平成31年４月１日から平成34年３月31日まで	63歳
平成34年４月１日から平成37年３月31日まで	64歳

（再任用手続）

第５条　特任職員として再任用を希望する職員は、定年退職年度の８月末日までに別に定める「再任用願」を所属長を経て、理事長に提出しなければならない。

２　前項の願出を行った職員について、その申出時において前条に規定する再任用基準を満たす職員については、10月末日までに再任用の内定を通知する。ただし、当該職員について、定年退職日までの間に前条の基準を満たさないこととなった場合は、その内定を取り消すものとする。

３　定年退職日までに再任用の内定を取り消されなかった職員については、所定の手続きを経て再任用するものとする。

（任用期間）

第６条　特任職員の任用期間は、１年間（年度の途中で採用する者は当該年度末まで）とし、その都度辞令を交付する。

２　任用期間終了時において、引続き勤務を希望する者については、その任用期間を１年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、その更新期間は、65歳に達した日の属する年度の末日を超えることができない。

３　前項ただし書の規定にかかわらず、理事長において法人の運営上特に必要と認めた者は、前項の年齢に達した日の属する年度の末日を超えて70歳に達した日の属する年度の末日を限度として更新することができる。

４　法人における有期の雇用契約期間を通算した期間（以下「通算雇用契約期間」という）が５年を超える契約を締結した職員から期間の定めのない雇用契約への転換の申込みがあった場合は、申込みのあった雇用契約の終了日の翌日から期間の定めのない雇用契約に転換するものする。ただし、定年年齢70歳とし、定年年齢に達した年度の末日を定年退職日とする。なお、通算雇用契約期間の算出方法は、労働契約法第18条及びその関連法令に基づくものとする。

（職及び職務）

第７条　特任職員の職は、法人組織規程第10条に規定する職種、職名のうち、別表２のとおりとし、その職務を行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事長において法人の運営上特に必要と認めた場合は、管理職員を配置することができるものとする。

（給与及び退職手当）

第８条　給与は、次のとおりとする。

（１）給料月額は、別表３に定める額とする。

（２）諸手当は、給与規程を準用する。ただし、調整手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整手当は支給しないものとする。

（３）第１号に規定する別表３については、給与規程の改正が行われた場合は、それに準じて改定を行うことができるものとする。

（４）昇給はしないものとする。

２　退職金は支給しないものとする。

（準用規定）

第９条　特任職員の服務規律、処遇に関する基準その他の就業に関する事項については、この規程に定めるほか法人就業規則を準用する。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附　則

１　この規程は、平成18年４月１日から施行し、平成19年３月31日の定年退職者から適用する。

２　第６条第２項中「引続き勤務を希望する者については」とあるのを大学の教員（教授、助教授、講師）で平成19年３月31日、平成20年３月31日、平成21年３月31日及び平成22年３月31日の定年退職者については「引続き法人の運営上必要と認められる者については、所属長の上申により理事長の承認を得て」に、「65歳」とあるのを大学の教員（教授、助教授、講師）につ

いては平成23年３月31日及び平成24年３月31日の定年退職者は「64歳」、その他の職員については、平成19年３月31日の定年退職者は「63歳」、平成20年３月31日及び平成21年３月31日の定年退職者は「64歳」と読み替えて適用する。

３　前項前段の規定を適用する者は、第４条及び第５条の規定は適用しない。

４　この規程は、次の各号に掲げる者については、平成19年４月１日から適用する。ただし、第４条、第５条及び第６条第２項の規定は適用しない。

（１）平成18年度特任職員として在職する者で、平成19年度において更新する者

（２）法人の職員以外の者で、定年規程第２条に規定する定年を超えて採用する者

５　平成７年４月１日から施行の「特任職員の任用に関する内規」は、平成19年３月31日をもってこれを廃止する。

１　この規程は、平成19年４月１日から施行する。

２　第６条第２項中「引続き勤務を希望する者については」とあるのを大学の教員（教授、准教授、講師、助教）で平成20年３月31日、平成21年３月31日及び平成22年３月31日の定年退職者については「引続き法人の運営上必要と認められる者については、所属長の上申により理事長の承認を得て」に、「65歳」とあるのを大学の教員（教授、准教授、講師、助教）については平成23年３月31日及び平成24年３月31日の定年退職者は「64歳」、その他の職員については、平成20年３月31日及び平成21年３月31日の定年退職者は「64歳」と読み替えて適用する。

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

この規程は、平成26年４月１日から施行する。ただし、施行日の前日において、特任職員となっている職員については、なお従前の例によるものとする。

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

この規程は、平成32年４月１日から施行する。

別表１

再任用基準

再任用の対象者は、定年退職日において次の各号に掲げるいずれの基準をも満たすものとする。

(1) 定年退職日に直近する日に実施された健康診断の結果により職務遂行に支障がないと認められること。（その後において健康上職務遂行に支障が生ずる疑いがあるときは、新たな健康診断の結果によること。）

(2) 定年退職日において、再任用後の職務遂行に十分な能力を有するものであること。

(3) 定年退職日以前における勤務実績が良好であること。

(4) 定年退職日から起算して過去３年以内における１年毎の出勤率が９割以上であること。

(5) 定年退職日から起算して過去10年以内に就業規則第73条に規定する制裁処分を受けたことがないこと。

別表２

職種及び職名

所　　属	職　　種	職　　名
科学大 短大部	教育職	教授、准教授、講師、助教、助手
	教育系技術職	技師
高校	教育職	教諭
	教育系技術職	技師
各校共通	事務職	主事
	事務系技術職	技師

別表３

給料月額

所　属	職　名	給料月額
科学大	教授	541,700円
	准教授	375,000円
	講師	333,400円
	助教	316,700円
	助手	291,700円
	技師（教育系）	291,700円
短大部	教授	417,000円
	准教授	350,000円
	講師	333,400円
	助教	316,700円
	助手	291,700円
	技師（教育系）	291,700円
高校	教諭	375,000円
	技師（教育系）	291,700円
各校共通	主事	291,700円
	技師（事務系）	291,700円

※表に記載された以外の職名についてはその都度決定

（資料８）北海道科学大学大学院
工学研究科・保健医療学研究科履修規程

北海道科学大学大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は、北海道科学大学大学院工学研究科・保健医療学研究科の授業科目、履修方法等に関し、北海道科学大学（以下「本学」という。）大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（授業科目及び単位数等）

第２条　授業科目及び単位数等は、本学大学院学則の別表２のとおりとし、学生は指導教員の指導

に基づき履修する授業科目を決める。

２　前項の指導教員は、本学大学院担当教員から各専攻において定める。なお、複数の指導教員による指導を行う場合がある。

（単位の計算方法）

第３条　各授業科目の単位の計算方法については、本学大学院学則第 27 条の規定を準用する。

（履修方法等）

第４条　学生は当該年度始めに履修する授業科目を決め、指定の期日までに、電子登録により、もしくは教務課への履修届票の提出により登録しなければならない。

２　前項により、履修登録をするものは、あらかじめ指導教員の指導と承認を経て登録する。

第５条　本学大学院学則第 23 条第２項により､他の専攻もしくは学部の授業科目を履修する者は、指定の期日までに教務課へ配当科目外履修願を提出しなければならない。

２　前項により、配当科目外履修願を提出する者は、あらかじめ指導教員の指導と承認を経て提出する。

（評価手段）

第６条　各授業科目の成績評価は、科目類に応じ適切な評価手段を用いる。

（単位の授与）

第７条　授業科目を履修した学生に対し、前条の手段により科目担当教員が判定し単位を授与する。

（成績の評価）

第８条　授業科目の成績評価は、優（Ａ）、良（Ｂ）、可（Ｃ）、不可（Ｄ）に分け、優（Ａ）、良（Ｂ）、可（Ｃ）を合格とし、不可（Ｄ）を不合格とする。

（課程の修了に必要な修得単位数）

第９条　課程の修了に必要な修得単位数は､次の付帯条件を含め本学大学院学則第 31 条の定めによる。

研究科	専攻 （修士課程）	付帯条件
工学研究科	機械工学専攻	指導教員の指導により、機械工学特別演習（２単位）、機械工学特論ゼミナール（８単位）を含め 30 単位以上を修得すること。
	電気電子工学専攻	指導教員の指導により、電気電子工学特別実験（４単位）、電気電子工学特論ゼミナール（８単位）を含め 30 単位以上を修得すること。
	情報工学専攻	指導教員の指導により、情報工学特別実験（４単位）、情報工学特論ゼミナール（８単位）を含め 30 単位以上を修得すること。
	都市環境学専攻	指導教員の指導により、都市環境学特別演習（６単位）、都市環境学特論ゼミナール（８単位）を含め 30 単位以上を修得すること。
保健医療学研究科	看護学専攻	指導教員の指導により、共通科目の必修６単位、看護共通科目の必修４単位、指導教員が担当する専門科目の４単位と看護学演習の必修２単位及び研究科目の必修 10 単位を含む 30 単位以上修得すること。
	リハビリテーション科学専攻	指導教員の指導により、共通科目の必修６単位、領域共通科目の必修４単位､研究科目の８単位を含む 30 単位以上修得すること。
	医療技術学専攻	指導教員の指導により、共通科目の必修６単位、研究科目の８単位を含む 30 単位以上修得すること。

研究科	専攻 （博士後期課程）	付帯条件
工学研究科	工学専攻	共通科目の必修６単位、専修科目から４単位以上選択必修のうえ、工学特別研究 12 単位を含む 22 単位以上を修得するとともに、博士論文を提出し、論文審査、論文公開説明会及び口頭試問による修了試験に合格すること。
保健医療学研究科	保健医療学専攻	共通科目４単位及び研究科目 12 単位の必修科目 16 単位の他、指導教員の指導により、専修科目から自己の研究課題に即した分野の「特殊研究」２単位、展開科目から修了後の進路に応じた「研究開発」又は「大学教育」を選択し同系統の２科目４単位を含む合計 24 単位以上を修得するとともに､所定の研究指導を受け博士論文を提出し、学位論文の審査及び筆記又は口述による最終試験に合格すること。

２　学部の授業科目を履修し授与された単位は、前項の単位数には含まない。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

付　　則

１　この規程は、平成２年７月 30 日から施行する。

１　この規程の改正は、平成４年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成 16 年４月１日から施行する。ただし、博士後期課程及び平成 15 年度以前の修士課程入学生については、なお従前の例による。

１　この規程の改正は、平成 21 年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成 22 年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成 23 年 10 月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成 26 年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成 27 年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成 29 年４月１日から施行する。ただし、第９条第１項は、博士後期課程及び平成 28 年度以前の修士課程入学生については、なお従前の例による。

１ この規程の改正は、平成 30 年４月１日から施行する。ただし、第９条第１項は、平成 29 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

１　この規程の改正は、平成 31 年４月１日から施行する。ただし、第９条第１項は、平成 30 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

１　この規程の改正は、平成 32 年４月１日から施行する。

（資料９）北海道科学大学大学院における
長期履修に関する取扱要領

北海道科学大学大学院長期履修に関する取扱要領

（目　　的）

第１条　この要領は、北海道科学大学（以下「本学」という。）大学院学則第４条第５項及び第６項の規定に基づき、長期履修に関する必要な事項を定める。

（申請資格）

第２条　本学大学院において、長期履修を申請することができる者は、修士課程、博士後期課程及び博士課程社会人入試を経て入学する者のうち、有職者とする。ただし、薬学研究科博士課程については社会人特別選抜を経て入学する者とする。

（長期履修期間）

第３条　長期履修学生として、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認めることのできる期間（以下「長期履修期間」という。）は、２年以内とする。

２　長期履修期間は、１年単位とする。

（申請手続）

第４条　長期履修を希望する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）長期履修申請書

（２）有職者にあっては在職が確認できる書類（様式任意）

（３）その他本学大学院が必要とする書類

（変更手続）

第５条　長期履修期間の延長は、認めないものとする。ただし、薬学研究科博士課程については、長期履修期間の短縮又は延長を１回に限り認めることがある。

２　長期履修期間を変更しようとするときは、認められた修了予定年度の前々年度の所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、長期履修期間の短縮において標準修業年限までの短縮は認めないものとする。なお、薬学研究科博士課程については、３年次の所定の期日に、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）長期履修期間変更願

（２）その他本学大学院が必要とする書類

（許　　可）

第６条　長期履修学生の許可及び履修期間の変更は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

（休　　学）

第７条　長期履修学生は、本学大学院学則第17条の規定にかかわらず、長期履修申請書に記載されている理由と同一の理由により、休学することはできない。

（授 業 料）

第８条　長期履修学生の授業料は、標準修業年限に納める授業料の総額を認められた履修期間で除した額とし、納める金額は別表に定める。

２　第５条の規定により長期履修期間の変更を許可された者のその後の授業料は、標準修業年限に納める授業料の総額から既に納めた金額を差し引いた残額を、変更後の長期履修期間から既に経過した期間を除いた年数で除した額を各年度の所定の期日までに納めなければならない。

（運用規定等）

第９条　この要領に定めるもののほか、長期履修の取扱いに関する必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

（要領の改廃）

第10条　この要領の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

付　　則

１　この要領は、平成24年４月１日から施行する。

１　この要領の改正は、平成26年４月１日から施行する。

１　この要領の改正は、平成29年４月１日から施行する。

１　この要領の改正は、平成30年４月１日から施行する。

１　この要領の改正は、平成32年４月１日から施行する。

別表　授業料

○工学研究科　修士課程

区　分	授業料(年額)				修了までの授業料総額
標準修業年限2年	1年目	2年目			1,520,000円
	760,000円	760,000円			
長期履修期間3年の場合	1年目	2年目	3年目		
	507,000円	507,000円	506,000円		
長期履修期間4年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	
	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	
長期履修期間4→3年へ短縮 (2年次の所定期日までに申請)	1年目	2年目	3年目		
	380,000円	380,000円	760,000		

○工学研究科　博士後期課程

区　分	授業料(年額)					修了までの授業料総額
標準修業年限3年	1年目	2年目	3年目			2,280,000円
	760,000円	760,000円	760,000円			
長期履修期間4年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目		
	570,000円	570,000円	570,000円	570,000円		
長期履修期間5年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
	456,000円	456,000円	456,000円	456,000円	456,000円	
長期履修期間5→4年へ短縮 (3年次の所定期日までに申請)	1年目	2年目	3年目	4年目		
	456,000円	456,000円	456,000円	912,000円		

○薬学研究科　博士課程

区　分	授業料(年額)						修了までの授業料総額
標準修業年限4年	1年目	2年目	3年目	4年目			3,360,000円
	840,000円	840,000円	840,000円	840,000円			
長期履修期間5年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
	672,000円	672,000円	672,000円	672,000円	672,000円		
長期履修期間5→6年へ延長 (3年次の所定期日までに申請)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
	672,000円	672,000円	672,000円	448,000円	448,000円	448,000円	
長期履修期間6年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
	560,000円	560,000円	560,000円	560,000円	560,000円	560,000円	
長期履修期間6→5年へ短縮 (3年次の所定期日までに申請)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
	560,000円	560,000円	560,000円	840,000円	840,000円		

○保健医療学研究科　修士課程

区　分	授業料(年額)				修了までの授業料総額
標準修業年限2年	1年目	2年目			1,600,000円
	800,000円	800,000円			
長期履修期間3年の場合	1年目	2年目	3年目		
	534,000円	534,000円	532,000円		
長期履修期間4年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	
	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	
長期履修4→3年へ短縮 (2年次の所定期日までに申請)	1年目	2年目	3年目		
	400,000円	400,000円	800,000円		

○保健医療学研究科　博士後期課程

区　分	授業料(年額)					修了までの授業料総額
標準修業年限3年	1年目	2年目	3年目			2,400,000円
	800,000円	800,000円	800,000円			
長期履修期間4年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目		
	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円		
長期履修期間5年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
	480,000円	480,000円	480,000円	480,000円	480,000円	
長期履修期間5→4年へ短縮 (3年次の所定期日までに申請)	1年目	2年目	3年目	4年目		
	480,000円	480,000円	480,000円	960,000円		

1　授業料(年額)は4月、9月の2回に分けて納めることができる。

（資料10）履　修　モ　デ　ル

履修モデル（保健医療学専攻）

●研究者の養成

豊かな知的学識と研究倫理や研究手法に関する研究能力を有して、保健医療分野における研究課題の設定や研究活動の実施など高度な研究開発の企画運営を実践することができる人材を養成する。

修了後の進路としては、医療法人等が設置する研究所や研究機関及び民間企業の研究部門等において、研究開発や技術開発を担う研究職として活躍することが想定される。

学年／科目区分	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	合計単位数
共通科目	保健医療学基盤研究（必2）	保健医療学研究方法（必2）					6
	保健医療学研究倫理（選2）						
専修科目	保健医療学特殊研究Ⅱ（選2）*1						2
展開科目	研究開発基盤研究（選2）						4
		研究開発実践研究（選2）					
研究科目	保健医療学特別研究（必12）						12
合計単位数	10		2		12		24

※授業科目名に付されているカッコは、必修・選択の区分と単位数

*1専修科目で「保健医療学特殊研究Ⅱ」を選択した場合の履修モデル（指導教員の担当により異なる）

●大学教員の養成

研究者の養成と同様の要素に加えて、授業運営や教育方法等の指導力を有して、大学教育の専門分野における基礎教育の充実に向けた授業設計や学生指導を実践することができる人材を養成する。

修了後の進路としては、国立大学、公立大学、私立大学などの高等教育機関において、専門分野の教育・研究に関する職務を担う教育職として活躍することが想定される。

学年／科目区分	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	合計単位数
共通科目	保健医療学基盤研究（必2）	保健医療学研究方法（必2）					6
	保健医療学研究倫理（選2）						
専修科目	保健医療学特殊研究Ⅳ（選2）*2						2
展開科目	大学教育基盤研究（選2）						4
		大学教育実践研究（選2）					
研究科目	保健医療学特別研究（必12）						12
合計単位数	10		2		12		24

※授業科目名に付されているカッコは、必修・選択の区分と単位数

*2専修科目で「保健医療学特殊研究Ⅳ」を選択した場合の履修モデル（指導教員の担当により異なる）

（資料11）研究指導及び修了までのスケジュール表

研究指導及び修了までのスケジュール表（保健医療学専攻）

<table>
<tr><th rowspan="2">年次</th><th rowspan="2">学期</th><th rowspan="2">履修指導</th><th colspan="10">履修科目</th><th rowspan="2">研究指導</th><th rowspan="2">到達目標
（進捗の目安）</th></tr>
<tr><th colspan="2">共通科目</th><th colspan="5">専修科目</th><th colspan="2">展開科目</th><th>研究科目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1年次</td><td>前</td><td>ガイダンス</td><td>保健医療学基盤研究</td><td>保健医療学研究倫理</td><td>保健医療学特殊研究Ⅰ</td><td>保健医療学特殊研究Ⅱ</td><td>保健医療学特殊研究Ⅲ</td><td>保健医療学特殊研究Ⅳ</td><td>保健医療学特殊研究Ⅴ</td><td>研究開発基盤研究</td><td>大学教育基盤研究</td><td rowspan="6">保健医療学特別研究</td><td>・博士論文研究計画概要提出
・4月指導教員の確定
・スケジュールの把握
・研究計画書提出
・研究計画概要報告</td><td>・研究倫理、保健医療学および関連分野の基盤的知識などの素養獲得
・研究の意義の確認</td></tr>
<tr><td>後</td><td></td><td>保健医療学研究方法</td><td></td><td colspan="5"></td><td>研究開発実践研究</td><td>大学教育実践研究</td><td>・研究テーマの立案、研究計画確定
・研究計画報告会
・倫理審査申請（必要に応じて）</td><td>・研究方法の実際的な手法の獲得
・研究の新規性の確認
・研究倫理申請の手順、方法の獲得</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2年次</td><td>前</td><td>履修計画変更</td><td colspan="7"></td><td></td><td></td><td>・進捗状況の確認</td><td>・研究の実践</td></tr>
<tr><td>後</td><td></td><td colspan="7"></td><td></td><td></td><td>・進捗状況の確認
・中間発表会
・研究計画の修正</td><td>・研究の実践（継続）
・研究の実践で得られた結果の集約、考察
・論文構想着手</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3年次</td><td>前</td><td></td><td colspan="7"></td><td></td><td></td><td>・進捗状況の確認</td><td>・論文作成着手</td></tr>
<tr><td>後</td><td></td><td colspan="7"></td><td></td><td></td><td>・博士論文作成、提出
・1月審査委員の選任
・学位論文発表会
・学位論文審査
・最終試験（筆記又は口述）</td><td>・博士論文の完成
・学位論文発表、審査対応、最終試験の対応</td></tr>
</table>

※背景色の灰色は、必修科目

（資料12）北海道科学大学倫理委員会規程

北海道科学大学倫理委員会規程

（目　　的）

第１条　この規程は、北海道科学大学教員組織規程第 21 条に基づき、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）の教授、准教授、講師、助教、助手、非常勤教員、及び学生が行う人を対象とする医学系研究、文献研究、アンケート・面接調査研究等に関する倫理的事項を審議する倫理委員会（以下、「倫理委員会」という。）について必要な事項を定める。

（審　　議）

第２条　倫理委員会は、前条の目的に基づき研究の実施の適否について、「ヘルシンキ宣言」（1964 年世界医師会で採択、その後の修正を含む）並びに「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第３号、平成 29 年 2 月 28 日一部改正）」の趣旨に沿い審議するものとする。ただし、文献研究、アンケート・面接調査研究等については倫理指針等を参考に審議するものとする。

この規程の適用を受ける医学系研究の範囲については、指針に定めるところによる。

（設　　置）

第３条　倫理委員会に薬学倫理委員会及び保健医療学倫理委員会を置く（以下、「委員会」という。）。

（組　　織）

第４条　倫理委員会の構成は、統括委員長、統括副委員長とし、委員会の委員長を兼務する。委員会はそれぞれ、次に掲げる男女両性で構成し、委員総数は５名以上とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、臨時の委員を加えることができる。委員のアからウまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。また、本学に所属しない者が複数含まれていることとする。

（１）委員長 学長が指名する者

（２）委員

ア　医学・医療の専門家等、自然科学の有識者

イ　倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者

ウ　一般の立場から意見を述べることのできる者

エ　学長が指名する者

（任　　期）

第５条　前条に掲げる者の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（任　　務）

第６条　統括委員長、統括副委員長は倫理委員会及び委員会を統括する。

２　委員会は、第２条に基づき、この規程の対象となる事項について、定められた手続きを経た申請に対して、倫理的・社会的観点から審査するとともに、実施中の研究に対して必要に応じて調査を行い、この規程に反する事態が生じた場合には、学長に対して当該研究の変更・中止及び発表の禁止、その他研究などに関して必要な意見を述べることができる。

（会　　議）

第７条　委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

２　委員長事故あるいは自己の申請に関わる場合があるときは、あらかじめ指名された委員が議長の職務を代行する。

３　委員長は、必要と認めた場合は、第４条に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
４　委員長及び委員（以下「委員等」という。）は、自己の申請に係わる審査に加わることはできない。
５　委員会は、委員等総数の過半数かつ５名以上の出席をもって成立する。その際には、自然科学分野だけではなく、人文・社会科学分野の有識者または一般の立場を代表する委員が１名以上出席していなければならない。
６　委員会は、必要に応じて申請者及び関係者に出席を求め、申請内容等に関する説明及び意見の聴取を行うことができる。
７　委員会の運営に関する事項については、出席者の３分の２をもって決する。
８　審査の判定は、出席委員全員の一致あるいは大多数の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示を行う。
（１）非該当
（２）承認
（３）条件付承認
（４）変更の勧告
（５）不承認
９　庶務は審査経過を記録として保存し、審査の概要を公表する。また、委員会が特に必要と認めた場合には、申請者及び個人の同意を得て審査経過及び結論の内容を公表することができる。
10　委員長は以下に掲げるいずれかの要件に該当する軽微な事項の審査については、迅速審査とすることができ、その場合には委員長が指名する委員により審査を行う。委員長は迅速審査の結果については、全ての委員に報告しなければならない。
（１）共同研究であって、いずれかの研究機関において研究の全般について倫理審査委員会等の審査を既に受け、承認を得ているもの
（２）研究計画書の軽微な変更
（３）侵襲及び介入を伴わない研究
（４）軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を伴わないもの
（報　　告）
第８条　委員会は有害事象発生に伴う報告に対し、学長の諮問に応じて必要な調査を行い、研究の中止又は継続について学長に意見を伝えるものとする。
（申請手続き及び判定の通知）
第９条　審査を受けようとする研究責任者は本学職員を基本とし、倫理審査申請書（様式第１号）に必要事項を記入の上、学長に申請しなければならない。
２　学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を付託するものとする。
３　委員長は、審査結果について、倫理委員会審査結果通知書（様式第２号）により、学長に通知するものとする。
４　学長は委員会の審査結果を参考に、研究実施の許可あるいは不許可を決定し、研究責任者に倫理申請研究判定通知書（様式第３号）を交付するものとする。
５　学長は他の研究機関と共同して実施する研究に係る研究計画書について、一つの倫理審査委員会等による一括した審査を求めることができる。また、他の研究機関の倫理審査委員会等に審査を依頼することができる。
（異議の申立）
第 10 条　研究責任者は、倫理申請研究判定通知書の判定について異議があるときは、異議申立書（様

式第４号）により、学長に対し再申請することができる。この場合、異議申立書に異議の根拠となる資料を添付するものとする。

２　学長は、前項の再申請があった場合には、委員会に再審査を付託するものとする。

３　委員長は、委員会としての意見をまとめ、再審査後、倫理委員会審査結果通知書により学長に答申するものとする。

４　学長は、前項の答申があった場合は、改めて研究実施の許可あるいは不許可を決定し、研究責任者に倫理申請研究判定通知書を交付するものとする。

（終了等の報告）

第 11 条　研究責任者は、実施している研究を終了、又は中止したときは、学長にその旨及び結果の概要を承認研究最終報告書（様式第５号）により報告しなければならない。提出された報告書は、委員長が確認の後、委員会に概略を報告する。

（研究計画の変更）

第 12 条　研究責任者は、研究計画等を変更するときは、研究計画変更申請書（様式第６号）を学長に提出し、委員会にて再審査するものとする。

（事故の対処及び報告）

第 13 条　研究実施に伴う有害事象などの事故が発生した場合には、研究者、研究責任者、学長及び副学長、研究推進・地域連携センター長あるいは短期大学部長、関係部局、委員会は有害事象対応手順書をもとに対処し、研究責任者は事故報告書（様式第７号）を学長に提出するものとする。

（保管状況等の報告）

第 14 条　研究責任者は、研究開始後の中間時点で採取・保有する試料・情報等の保管状況を定期報告書（様式第８号）により学長に報告しなければならない。さらに、廃棄するときにも同様とする。

（個人情報）

第 15 条　委員会は研究者等が保有する個人情報に関して公開する必要があるとき及び個人情報が守られない事態が発生した場合には、個人情報保護管理手順書に従って対処する。

（教育・研修）

第 16 条　学長、委員、研究責任者、研究者、庶務担当者は、倫理指針ガイドライン、研修会資料、ICR 臨床研究入門等で適宜教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けるものとする。

（守秘義務）

第 17 条　委員等は、委員会において知り得た個人に関する情報を、法令又は裁判所の命令等正当な理由なしに漏らしてはならない。委員等を退いた後といえども同様とする。

（庶　　務）

第 18 条　委員会の庶務は、教育研究推進課がこれにあたる。

２　会議の議事録は、委員長の指名する者が作成し、議長が確認後、教育研究推進課長が保管する。

（雑　則）

第 19 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（規程の改廃）

第 20 条　この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

付　　則

１　この規程は、平成21年４月１日から施行する。

1　この規程の改正は、平成26年４月１日から施行する。
1　この規程の改正は、平成27年４月１日から施行する。
1　この規程の改正は、平成30年４月１日から施行する。
1　この規程の改正は、平成32年４月１日から施行する。

（資料13）北海道科学大学学位規程

北海道科学大学学位規程

（目　　的）

第１条　学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条の規定に基づき、北海道科学大学（以下「本　学」という。）が授与する学位については、北海道科学大学学則（以下「本学学則」という。）及び北海道科学大学大学院学則（以下「本学大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（学位及び専攻分野の名称）

第２条　本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

２　学位を授与するにあたっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学部学科、研究科専攻ごとに次のとおりとする。

（１）学士の学位

工学部	機械工学科	工学
	情報工学科	工学
	電気電子工学科	工学
	建築学科	工学
	都市環境学科	工学
薬学部	薬学科	薬学
保健医療学部	看護学科	看護学
	理学療法学科	理学療法学
	義肢装具学科	義肢装具学
	臨床工学科	臨床工学
	診療放射線学科	放射線技術学
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	工学
	人間社会学科	工学

（２）修士の学位

工学研究科	機械工学専攻	工学
	電気電子工学専攻	工学
	情報工学専攻	工学
	建築学専攻	工学
	都市環境学専攻	工学
保健医療学研究科	看護学専攻	看護学
	リハビリテーション科学専攻	リハビリテーション科学
	医療技術学専攻	医療技術学

（３）博士の学位

工学研究科	工学専攻	工学
薬学研究科	臨床薬学専攻	薬学
保健医療学研究科	保健医療学専攻	保健医療学

（学位授与の要件）

第３条　本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して学士の学位を授与する。

２　本学大学院学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に対して修士又は博士の学位を授与する。

３　前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院研究科に博士の学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与することができる。

（学位授与の申請）

第４条　前条第２項から第３項の規定により、学位授与の申請をする者は、別に定める学位申請書に学位論文、付属書類及び学位審査料を添えて学長に提出しなければならない。ただし、薬学研究科の博士の学位申請においては、学位論文発表後に研究科委員会が認めた者が学位論文を提出することができる。

２　前項により、学位授与の申請をする者は、学位論文の題目についてあらかじめ指導教員の承認を得なければならない。

３　学位審査料は別に定める。

（学位論文の受理及び審査の付託）

第５条　前条第１項の規程により学位授与の申請があったとき、学長は提出された学位論文受理の可否並びに、その審査を研究科委員会に付託する。

（審査委員の選任）

第６条　前条により、審査を付託された学位論文のうち、第３条第２項に該当するものについて、研究科委員会は、当該研究科の教員のうちから、審査委員として主査１名及び副査２名以上を選定するものとする。ただし、審査のため必要と認めたときは、副査に他研究科及び他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

２　前条により、審査を付託された学位論文のうち、第３条第３項に該当するものについて、研究科委員会は、当該研究科の教員のうちから、審査委員として主査１名及び副査２名以上を選定するものとし、主査には教授をあてるものとする。ただし、審査のため必要と認めたときは、副査に他研究科及び他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

（審査期間）

第７条　第３条第２項に該当する者の学位論文の審査及び最終試験は、申請者の在学中に終了するものとする。

２　第３条第３項に該当する者の学位論文の審査及び学力確認は、学位論文を受理した日から６月以内に終了するものとする。ただし、特別な理由がある場合には、研究科委員会の議を経てその期間を６月に限り延長することができる。

（学位論文発表会）

第８条　第３条第２項又は第３項により、学位論文を提出した者に、当該専攻は、学位論文発表会を開催し申請者にその論文内容の報告を求める。ただし、臨床薬学専攻においては学位論文発表後に研究科委員会が申請を認めた者に論文内容の報告を求める。学位論文発表会の開催時期については別に定める。

（学位論文審査及び最終試験等）

第９条　審査委員は、当該学位論文の審査等を行うものとする。学位論文審査及び最終試験等については別に定める。

２　修士論文の審査には、本学大学院学則の定めるところにより、当該専攻が必要と認めたときは、修士設計など特定の課題についての研究成果の審査をもって論文審査に代えることができる。

３　第３条第２項に該当する者の最終試験については、学位論文を中心とした関連科目について筆記又は口述により実施するものとする。
４　第３条第３項に該当する者の試験及び学力確認については、学位論文を中心とした学術について筆記又は口述により実施するものとし、本学大学院の博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学力があることを認定するために行うものとする。

（審査委員の報告）

第10条　審査委員は、学位論文の審査、最終試験又は試験及び学力の確認が終了したときは、その結果を所定の書式により、指定された期日までに研究科委員会に報告しなければならない。

（研究科委員会の審議）

第11条　研究科委員会は、審査委員の報告に基づき、学位授与について審議する。

（学位記の授与）

第12条　学長は、前条の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知する。
２　第３条第１項により、本学を卒業した者に学位記を授与する。
３　前項の学位記は卒業証書を兼ねる。

（学位の使用）

第13条　学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、北海道科学大学と付記する。

（学位授与の報告）

第14条　本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から３月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

（学位論文要旨等の公表）

第15条　本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から３月以内にその学位論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第16条　博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から１年以内にその学位論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
２　前項による公表は、インターネットの利用により行う。

（学位授与の取消）

第 17 条　学士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

第 18 条　修士及び博士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

（学位論文の保存）

第19条　修士及び博士の学位論文審査を終了した学位論文は、製本のうえ、本学図書館に保存する。

（記録の保存）

第20条　本学は、修士及び博士の学位授与に関する審査及び学位論文題目、その他必要な事項を記録した学位授与原簿を作成し保存する。

（学位記及び書類の様式等）

第21条　学位論文の申請及び学位記等に関する様式については、別に定める。

（規程の改廃）
第22条　この規程の改廃は、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が決定する。

付　　則

1　この規程は、平成２年７月30日から施行する。
1　この規程の改正は、平成４年４月１日から施行する。
1　この規程の改正は、平成14年４月１日から施行する。
1　この規程の改正は、平成15年４月１日から施行する。
1　この規程の改正は、平成16年４月１日から施行する。ただし、博士後期課程及び平成15年度以前の修士課程入学生については、なお従前の例による。
1　この規程の改正は、平成22年４月１日から施行する。ただし、第19条に基づく様式第１号は、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。
1　この規程の改正は、平成24年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項（１）及び第19条に基づく様式第１号は、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。
1　この規程の改正は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項（１）は、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。また、第15条及び第16条は、平成25年４月１日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。
1　この規程の改正は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第４条は、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。
1　この規程の改正は、平成29年４月１日から施行する。
1　この規程の改正は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項（２）は、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。
1　この規程の改正は、平成31年４月１日から施行する。
1　この規程の改正は、平成32年４月１日から施行する。

（資料14）大学院学生研究室及び専用講義室

大学院学生研究室及び専用講義室

■大学院学生研究室（自習室）

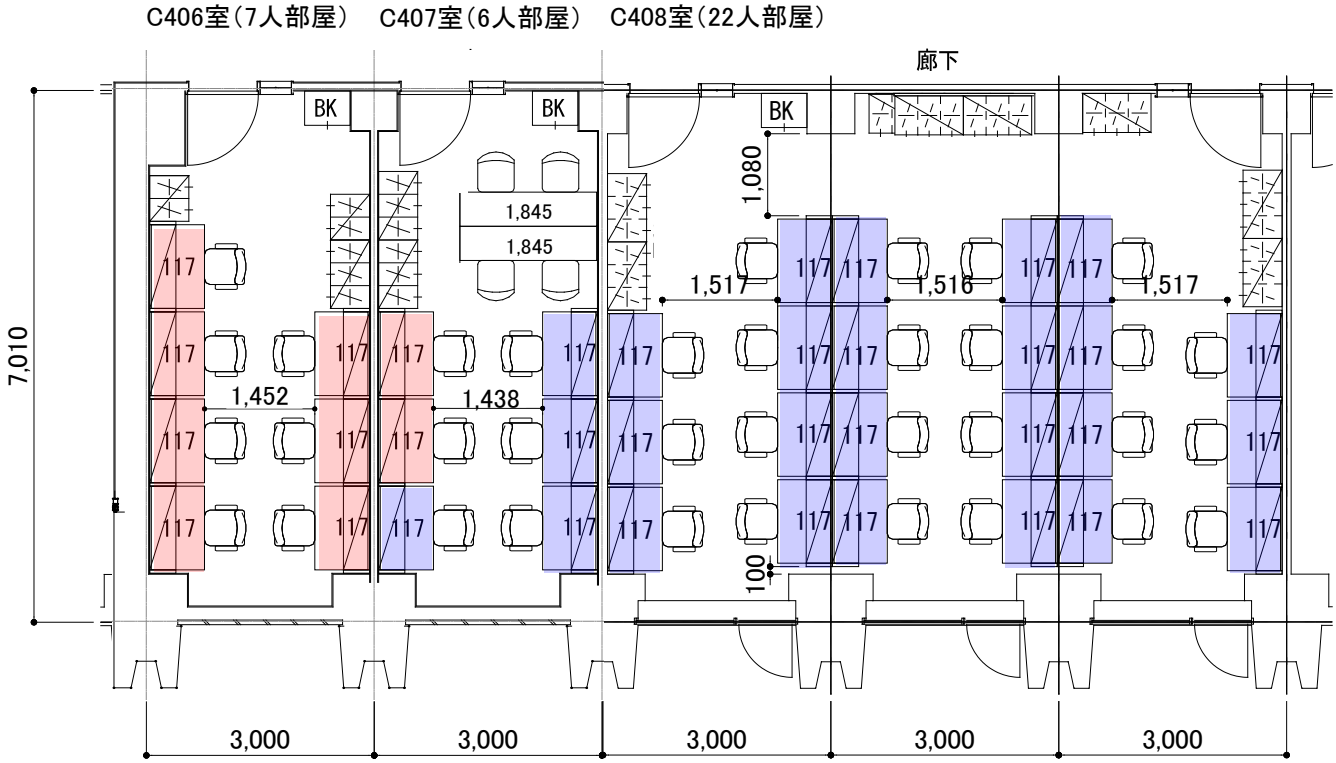

修士課程　26人

博士課程　　9人

縮尺　1/100

保健医療学部棟	4階	大学院学生研究室　C406室	22．43㎡
保健医療学部棟	4階	大学院学生研究室　C407室	21．03㎡
保健医療学部棟	4階	大学院学生研究室　C408室	63．09㎡

■大学院講義室

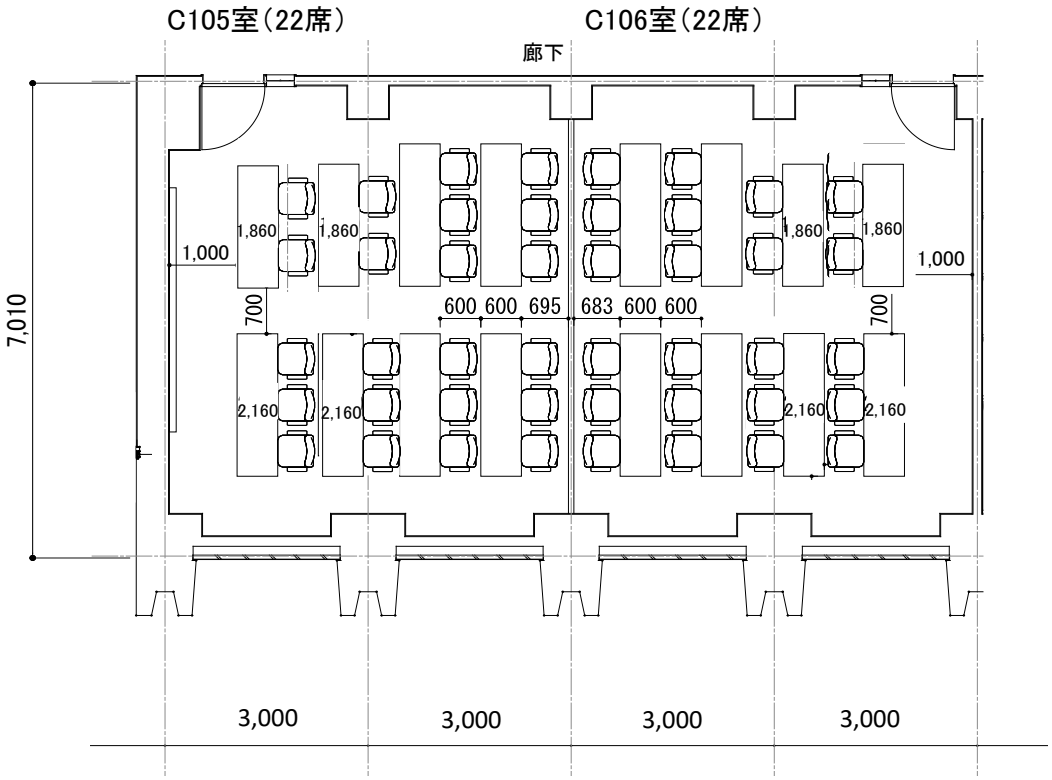

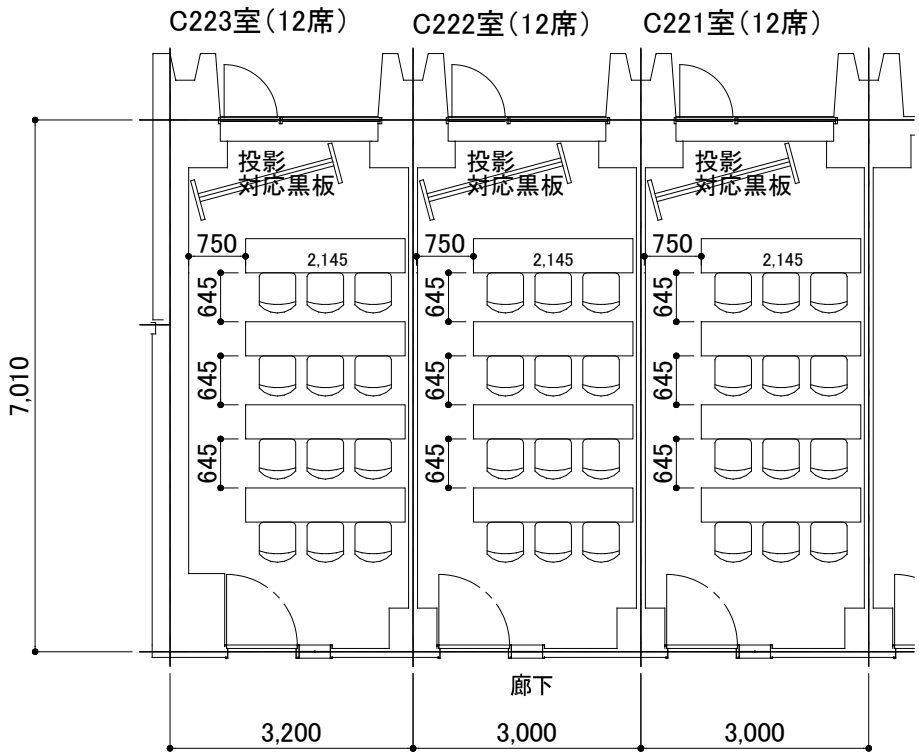

縮尺　1/100

保健医療学部棟	1階	大学院講義室　C105室	43．46㎡
保健医療学部棟	1階	大学院講義室　C106室	42．06㎡
保健医療学部棟	2階	専用講義室　C221室	21．03㎡
保健医療学部棟	2階	専用講義室　C222室	21．03㎡
保健医療学部棟	2階	専用講義室　C223室	22．43㎡

（資料15）保健医療学研究科授業時間割モデル

保健医療学研究科（修士課程・博士後期課程）授業時間割モデル

前期		修士課程						博士後期課程		
		看護学専攻	リハビリテーション科学専攻	医療技術学専攻	看護学専攻	リハビリテーション科学専攻	医療技術学専攻	保健医療学専攻		
		1年			2年			1年	2年	3年
月	1	保健医療学特論 (C105)								
	2	医療倫理学特論 (C105)								
	3	看護学研究方法論 (C221)	理学療法学研究方法論 (C222)	放射線技術学研究方法論 (C223)						
	4	地域看護学特論 (C221)	義肢装具学研究方法論 (C222)	臨床工学研究方法論 (C223)						
	5							研究開発基盤研究 (C106)		
火	1	看護倫理学特論 (C221)	リハビリテーション学特論 (C222)	医療情報学特論 (C223)						
	2	ヘルスプロモーション特論 (C221)	生活活動支援学特論 (C222)	放射線科学特論 (C223)						
	3								保健医療学特別研究 (C106)	
	4								大学教育実践研究 (C106)	
	5				看護学演習 (C221)	理学療法学演習（C222） 義肢装具学演習（C105）	臨床工学演習 (C223) 放射線技術学演習（C106）			
水	1	リハビリテーション看護学特論 (C221)	医療情報学特論 (C222)	医用生体工学特論 (C223)						
	2	看護教育学特論 (C221)	理学療法学特論 (C222)	臨床医学特論 (C223)						
	3							保健医療学基盤研究 (C106)		
	4							保健医療学特別研究 (C106)		
	5				看護学特別研究 (C221)	理学療法学特別研究 (C222) 義肢装具学特別研究 (C105)	臨床工学特別研究（C223） 放射線技術学特別研究 (C106)			
木	1	看護技術学特論 (C221)	義肢装具学動作分析特論 (C222)	診療画像技術学特論 (C223)						
	2	成人看護学特論 (C221)		核医学検査技術学特論 (C223)						
	3	母子看護学特論 (C221)								
	4							保健医療学研究倫理 (C106)		
	5							大学教育基盤研究 (C106)		
金	1							保健医療学特殊研究ⅠⅡⅢⅣⅤ (C105･106･221･222･223)		
	2								研究開発実践研究 (C106)	
	3									保健医療学特別研究 (C106)
	4	老年看護学特論 (C221)								
	5	看護学特別研究 (C221)	理学療法学特別研究 (C222) 義肢装具学特別研究 (C105)	臨床工学特別研究（C223） 放射線技術学特別研究 (C106)						

保健医療学研究科（修士課程・博士後期課程）授業時間割モデル

後期		修士課程						博士後期課程		
		看護学専攻	リハビリテーション科学専攻	医療技術学専攻	看護学専攻	リハビリテーション科学専攻	医療技術学専攻	保健医療学専攻		
		1年			2年			1年	2年	3年
月	1	健康管理学特論（C105）								
	2	医療安全学特論（C105）								
	3							保健医療学研究方法（C106）		
	4							保健医療学特別研究（C106）		
	5				看護学特別研究（C221）	理学療法学特別研究（C222） 義肢装具学特別研究（C105）	臨床工学特別研究（C223） 放射線技術学特別研究（C106）			
火	1	感染看護学特論（C221）	リハビリテーション工学特論（C222）	医療マネジメント特論（C223）						
	2	看護管理学特論（C221）	リハビリテーション医学特論（C222）	医療統計学特論（C223）						
	3									
	4							保健医療学特殊研究ⅠⅡⅢⅣⅤ（C105･106･221･222･223）		
	5									
水	1	看護技術学特論（C221）	理学療法評価学特論（C222）	医用機器学特論（C223）						
	2	成人看護学特論（C221）	理学療法治療学特論（C222）	生体機能代行技術学特論（C223）						
	3	母子看護学特論（C221）		医用安全管理学特論（C223）						
	4									
	5									
木	1	老年看護学特論（C221）	義肢装具学特論（C222）	放射線治療技術学特論（C223）						
	2	地域看護学特論（C221）	応用義肢装具学特論（C222）	医用画像情報学特論（C223）						
	3			放射線安全管理学特論（C223）						
	4									保健医療学特別研究（C106）
	5									
金	1							研究開発実践研究（C106）		
	2							大学教育実践研究（C106）		
	3								保健医療学特別研究（C106）	
	4	看護学演習(8回)（C221）	理学療法学演習(8回)（C222） 義肢装具学演習(8回)（C105）	臨床工学演習(8回)（C223） 放射線技術学演習(8回)（C106）						
	5	看護学特別研究（C221）	理学療法学特別研究（C222） 義肢装具学特別研究（C105）	臨床工学特別研究（C223） 放射線技術学特別研究（C106）						

（資料16）保健医療学研究科

電子リソース・学術雑誌 一覧

保健医療学研究科　電子リソース・学術雑誌一覧

（1）データベース

No.	名称
1	医中誌 WEB
2	今日の診療 Web 版
3	日経ＢＰ記事検索サービス
4	エルゼビア　サイエンスダイレクト
5	JDreamⅢ
6	道新記事検索
7	最新看護検索 Web

（2）電子ジャーナル

No.	タ　イ　ト　ル	出版社
1	メディカルオンライン	メテオ
2	日経ＢＰ記事検索サービス	日経 BP 社
3	Advances in Nursing Science	Lippincott William & Wilkins, Wolters Kulwe
4	Cancer Nursing	Lippincott William & Wilkins, Wolters Kulwe
5	Journal of Gerontological Nursing (FTE 251-3,000)	Slack
6	Ovid Journal of Neuroscience Nursing	Wolters Kluwer
7	SD Complete Collection Journal of Obstetric, Gynecologic & Neonatal Nursing (including Nursing for Women's Health)	Elsevia
8	Ovid Nursing Research	Wolters Kluwer
9	SD Complete Collection American Journal of Infection Control	Elsevia
10	Ovid American Journal of Physical Medicine & Rehabilitation	Wolters Kluwer
11	Applied Physiology, Nutrition, and Metabolism	Canadian Science Publishing (NCR Research Press)
12	Clinical Rehabilitation	Sage

No.	タ　イ　ト　ル	出版社
13	Disability and Rehabilitation: Assistive Technology	Informa Healthcare
14	Ovid International Journal of Rehabilitation Research	Lippincott William & Wilkins, Wolters Kluwer
15	Ovid Topics in Geriatric Rehabilitation	Wolters Kluwer
16	Ovid JPO: Journal of Prosthetics & Orthotics	Wolters Kluwer
17	Applied and Environmental Microbiology	American Society of Microbiology
18	IEEE: Transaction: Biomedical Engineering (T-BME)	Institute of Electrical & Electronics Engineering
19	Medical & Biological Engineering & Computing (Incorporating Journal of Cellular Engineering)	Springer Nature
20	Australasian Physical & Engineering Sciences in Medicine	Springer Nature
21	Radiology	Radiological Society of North America
22	Radiation Protection Dosimetry	Oxford University Press
23	Physics in Medicine and Biology	IOP Publishing
24	Journal of the American Medical Informatics Association	Oxford University Press
25	SD Complete Collection Journal of Environmental Radioactivity	Elsevia
26	Wiley　Journal of Advanced Nursing	Wiley
27	Wiley　Journal of Clinical Nursing	Wiley
28	Wiley　Journal of midwifery & women's health	Wiley
29	Wiley　Architectural Design	Wiley
30	Wiley　Bioelectromagnetics	Wiley
31	Wiley　Psychophysiology	Wiley
32	Wiley　Magnetic Resonance in Medicine	Wiley
33	SpringerLink Value Collection Journal of Occupational Rehabilitation	SpringerNature
34	SpringerLink Value Collection American Journal of Roentgenology	SpringerNature
35	SpringerLink Value Collection European Journal of Nuclear Medicine and Molecular Imaging	SpringerNature

（３）学術雑誌

No.	タ　イ　ト　ル	出版社
1	Prosthetics and Orthotics International	International Society for Prosthetics and Orthotics
2	電子情報通信学会技術研究報告. MBE, ME とバイオサイバネティックス	電子情報通信学会
3	電子情報通信学会技術研究報告 EMCJ 環境電磁工学	電子情報通信学会
4	Expert nurse	照林社
5	臨床看護記録	日総研出版
6	がん看護	南江堂
7	看護学生	メヂカルフレンド社
8	看護技術	メヂカルフレンド社
9	看護実践の科学	看護の科学社
10	看護展望	メヂカルフレンド社
11	緩和ケア	青海社
12	クリニカルスタディ	メヂカルフレンド社
13	小児看護	へるす出版
14	日本看護科学会誌	日本看護科学学会
15	臨床老年看護	日総研出版
16	看護教育	医学書院
17	看護研究	医学書院
18	助産雑誌	医学書院
19	精神看護	医学書院
20	訪問看護と介護	医学書院
21	保健師ジャーナル	医学書院
22	総合リハビリテーション	医学書院
23	理学療法ジャーナル	医学書院
24	臨床検査	医学書院
25	検査と技術	医学書院

No.	タ　イ　ト　ル	出版社
26	理学療法	メディカルプレス
27	Monthly Book　Medical Rehabilitation	全日本病院出版会
28	Clinical Rehabilitation	医歯薬出版
29	日本義肢装具学会誌	日本義肢装具学会
30	RE : rehabilitation engineering	日本リハビリテーション工学協会
31	PO アカデミージャーナル（日本義肢装具士協会誌）	日本義肢装具士協会
32	Clinical engineering	学研メディカル秀潤社
33	透析ケア	メディカ出版
34	生体医工学	日本生体医工学会
35	呼吸器ケア	メディカ出版
36	HEART nursing	メディカ出版
37	癌の臨床	医歯薬出版
38	Medical Technology	医歯薬出版
39	臨床画像	メジカルビュー社
40	臨床放射線	金原出版
41	新医療	エムイー振興協会
42	インナービジョン	インナービジョン
43	Rad fan	メディカルアイ

（資料17）基礎となる修士課程及び学部との関係図

基礎となる修士課程及び学部との関係図

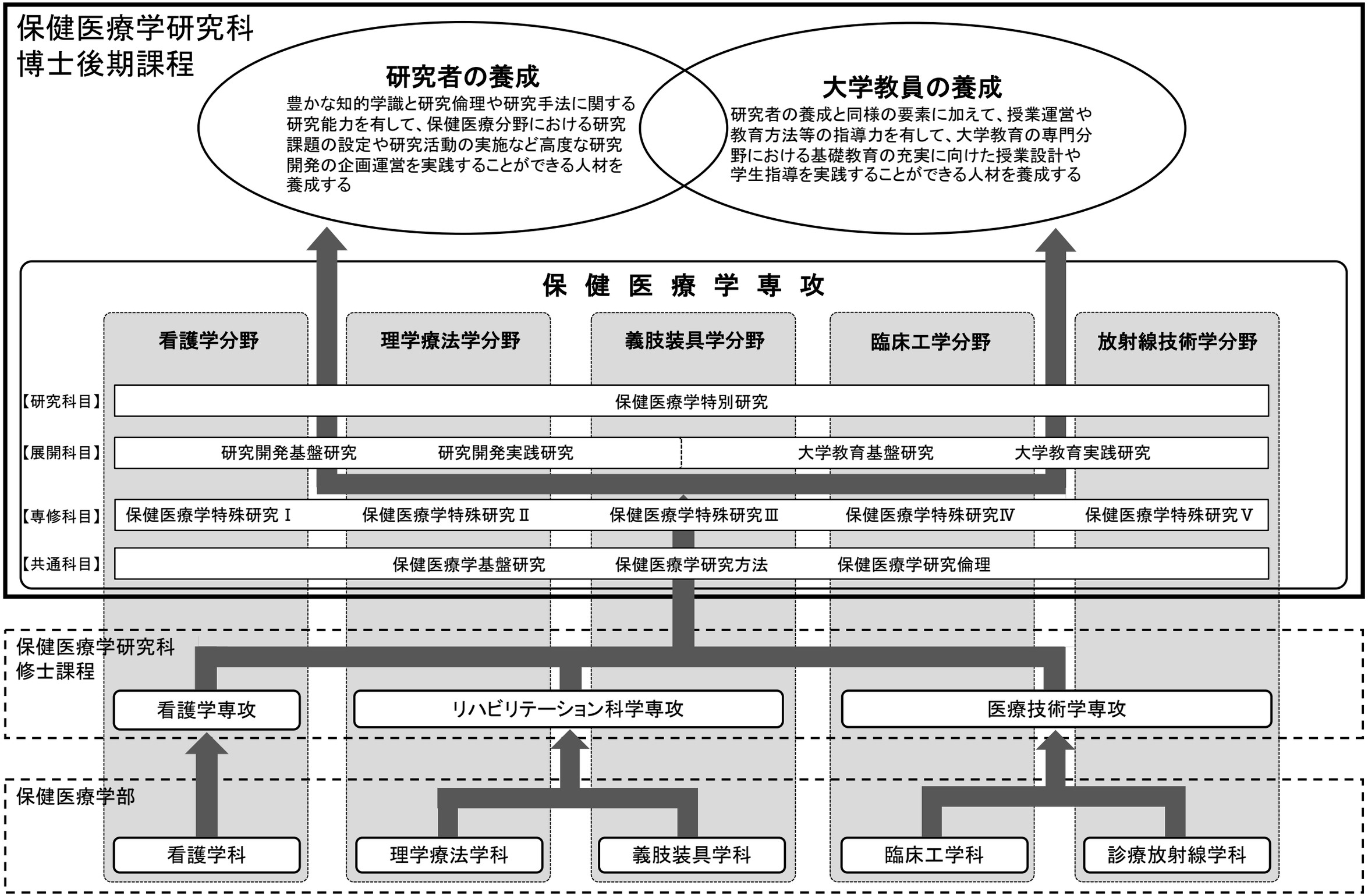

（資料18）アドミッション・ポリシー

保健医療学専攻　アドミッション・ポリシー

①　基本方針

看護学分野、理学療法学分野、義肢装具学分野、臨床工学分野、放射線技術学分野のいずれかの領域における豊かな学識を基礎として、学術研究を担う能力を有して、現代社会が直面する保健医療分野の諸課題を多角的に分析し、専門分野における問題解決に向けた理論や実践を開発することのできる研究者、及び授業運営や教育方法等の指導力を有して、大学教育の専門分野における基礎教育の充実に向けた授業設計や学生指導を実践することができる教育者を養成します。

そのために、各領域の修士課程を修了した者又は研究機関や医療現場等において実践を積んだ職業人を受入れ、教育機会の拡大と多様な学生の受入れに積極的に対応します。

②　求める人材像と学力の3要素

求める人材像		知識 技能	思考力 判断力 表現力	主体性 多様性 協働性
研究者又は大学教員に対する強い志望動機と職業意欲を有している人	→	◎	○	△
専攻分野に関する基礎的な研究能力と高度な専門知識を有している人	→	◎	○	△
物事を多面的かつ論理的に考察でき、適切に判断することができる人	→	△	◎	○
自分の考えを的確に表現でき、相手に確実に伝達することができる人	→	△	○	◎

③　学力の3要素と求める学習成果

学力の3要素					
知識・技能	→	学力試験	成績証明書	口述試験	研究業績
思考力・判断力・表現力	→	学力試験	口述試験	研究計画書	研究業績
主体性・多様性・協働性	→	業務経歴書	口述試験	研究計画書	

④　求める学習成果と入学者選抜方法

入学者選抜方法		学力試験	成績 証明書	業務 経歴書	口述 試験	研究 計画書	研究業績 リスト
一般入試	→	◎	○	―	◎	○	○
社会人入試	→	―	○	○	◎	◎	◎

⑤　入学前に習得すべき内容・水準

・看護学分野、理学療法学分野、義肢装具学分野、臨床工学分野、放射線技術学分野いずれかの分野における修士課程修了レベルの専門知識及び技能
・学術論文を読み解くために必要な英語読解力
・データ処理、論文作成に必要なコンピュータリテラシー

※　記号（◎，○，△）は重要度の順序を表しています。

（資料19）管理運営に関する規程類

・北海道科学大学企画運営会議規程

・意思決定のプロセス

・学内委員会一覧

北海道科学大学企画運営会議規程

（目　　的）

第１条　この規程は、北海道科学大学組織規程第18条に基づき、学長の諮問機関として必要な事項を定める。

（組　　織）

第２条　企画運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（１）学長

（２）副学長

（３）学部長

（４）大学改革推進室長

（５）全学共通教育部長

（６）学生支援センター長、就職支援センター長、入試広報センター長、
研究推進・地域連携センター長、学術情報センター長

（７）事務局長

（８）総務部長、財務部長、学務部長、入試・地域連携部長

２　前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前項以外の者を加えることができる。

（任　　期）

第３条　前条第１項に掲げる者の任期は、その職の在任期間とする。

（審議事項）

第４条　企画運営会議は、次の事項を審議する。

（１）教育課程の編成、運営に関する事項

（２）管理、運営全般に関する事項

（３）将来計画（事業計画、業務計画を含む）に関する事項

（４）人事に関する事項

（５）財務計画に関する事項

（６）予算審議に関する事項

（７）国外研修及び長期国内研修に関する事項

（８）その他必要と認める事項

（会　　議）

第５条　会議は、毎月１回の開催を定例とする。ただし、学長が必要と認めたときはこの限りではない。

２　学長は会議を招集し、その議長となる。ただし、学長事故あるときは、あらかじめ学長の指名した者がこれを代行する。

（記　　録）

第６条　会議の議事録は、総務課長が作成し、議長が確認後、総務部長の管理のもとに総務課長がこれを保管する。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、企画運営会議の議を経て学長が決定する。

付　　則

1　この規程は、平成27年４月１日から施行する。

この規程の施行に伴い、「北海道科学大学評議会規程」は廃止する。

1　この規程の改正は、平成29年４月１日から施行する。

1　この規程の改正は、平成30年４月１日から施行する。

1　この規程の改正は、平成32年４月１日から施行する。

意思決定のプロセス

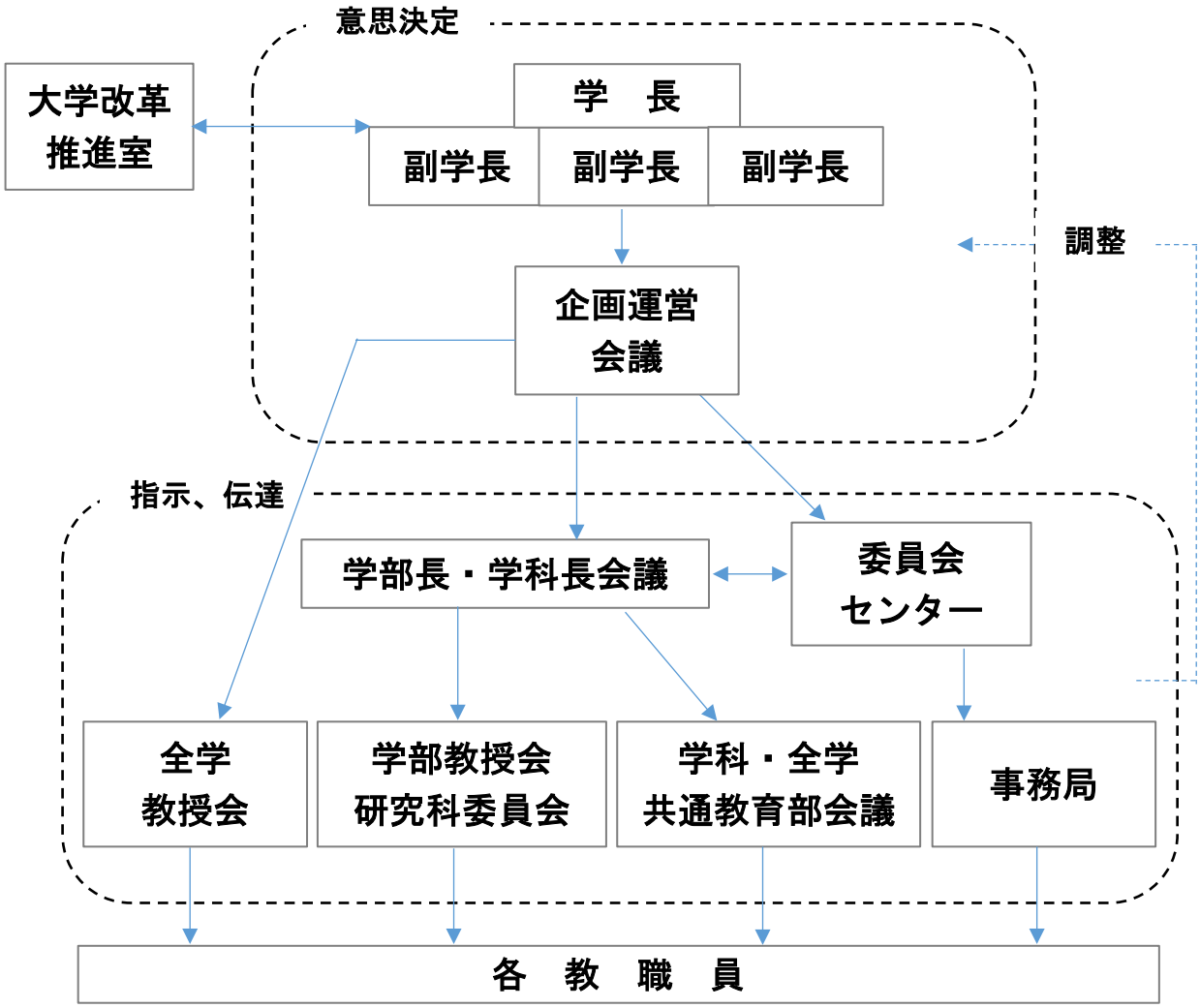

＜各会議の開催時期と意思決定、指示・伝達の流れ＞

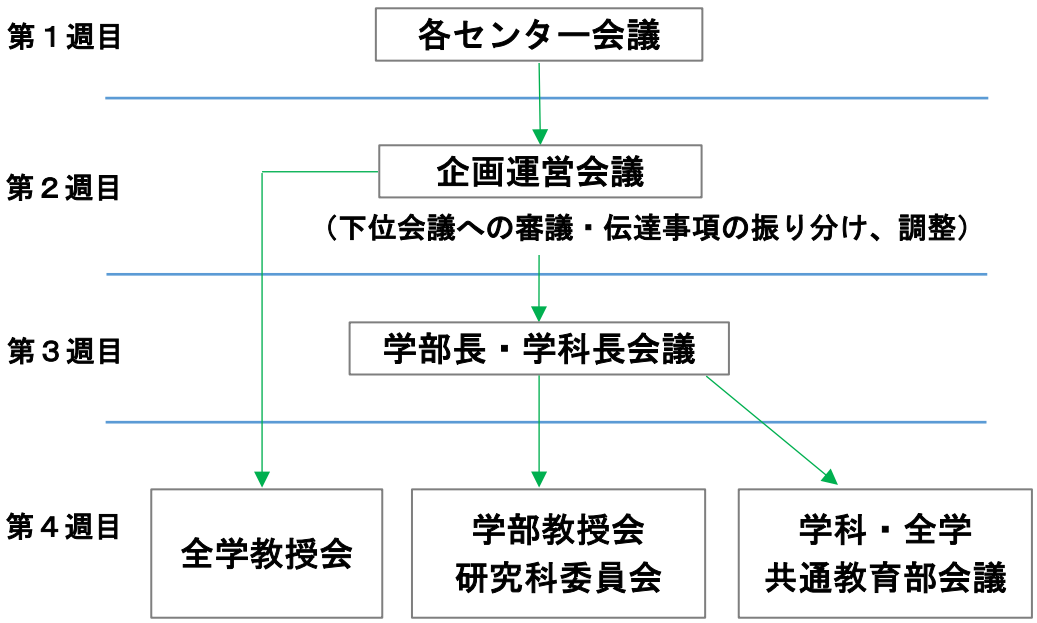

学内委員会一覧

カテゴリ	委員会名
コンプライアンス上 必要な委員会	危機管理委員会
	人権委員会
	衛生委員会
	個人情報保護委員会
	個人情報苦情対応委員会
	倫理委員会
	動物実験委員会
	組換えＤＮＡ実験安全委員会
	防火・防災管理対策委員会
	放射線安全管理委員会
	公的研究費内部監査委員会
	研究活動不正対策委員会
	利益相反マネジメント委員会
点検・評価機関	自己点検・評価委員会
	自己点検ＩＲ委員会
	外部評価委員会
教育・研究関係	発明判定会
	ＦＤ委員会
	教職課程委員会
	研究紀要委員会
	高大連携教育推進委員会
	研究推進委員会
環境活動関係	環境マネジメント推進委員会
	内部環境監査委員会
その他	国際交流委員会
	出版会（出版会編集委員会・出版会運営委員会）
薬学部関係	薬学部薬剤師国家試験委員会
	薬学部薬学実務実習委員会
	薬学部薬学共用試験委員会
	薬学部薬学教育評価委員会
保健医療学部関係	保健医療学部教育経費委員会
	保健医療学部臨地実習運営委員会
短期大学部関係	短期大学部自己点検・評価委員会
	短期大学部ＦＤ委員会
	短期大学部自動車整備士養成施設委員会
	短期大学部授業料減免学生選考委員会
付属施設の管理運営	実験動物研究施設運営委員会
	薬用植物園運営委員会

カテゴリ		委員会名
付属機関の下部組織	大学改革推進室	教員業務・業績委員会
	学生支援センター	教務委員会
		クラス担任委員会
		日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会
		短期大学部学生支援委員会 短期大学部ＩＲ推進委員会
	就職支援センター	就職委員会
		短期大学部就職委員会
	入試広報センター	入試広報委員会
		入学試験出題・採点委員会
		入試制度検討委員会
		短期大学部入試広報委員会
	研究推進・地域連携センター	寒地未来生活環境研究所
		寒地先端材料研究所
		北方地域社会研究所
		北の高齢社会アクティブライフ研究所
		全自動Ｘ線分析システム運営委員会
		電子プローブマイクロアナライザー装置運営委員会
		自然雪風洞装置運営委員会
		共同実験棟（R2棟）管理運営委員会
		ＣＯＣ＋推進委員会
		薬学部共通機器運営委員会
	学術情報センター	図書館運営委員会
	薬剤師生涯学習センター	薬剤師生涯学習センター運営委員会
		生涯学習認定薬剤師評価委員会
		薬剤師生涯学習企画委員会

（資料20）自己点検・評価に関する規程

・北海道科学大学自己点検・評価規程

・北海道科学大学自己点検ＩＲ委員会規程

・北海道科学大学外部評価委員会規程

北海道科学大学自己点検・評価規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）学則第２条の規定に基づき、本学の教育、研究、社会貢献等の質的向上を図り、大学運営全般の改善・改革に資するため、教育研究、組織運営、施設設備等の総合的な状況に対する自己点検・評価並びにその結果に対する認証評価機関による評価の受審に関し、必要な事項を定める。

（自己点検・評価委員会）

第２条　本学に、自己点検・評価及び認証評価機関による評価のための統括的組織として、北海道科学大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（自己点検ＩＲ委員会）

第３条　委員会に、委員会の求めに応じ自己点検・評価のための情報収集、整理を支援するとともに、教学ＩＲ活動を行う自己点検ＩＲ委員会を置く。

２　自己点検ＩＲ委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（組　　織）

第４条　委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（１）学長

（２）副学長

（３）自己点検ＩＲ委員会委員長、同副委員長

（４）学部長、大学改革推進室長、全学共通教育部長、センター長

（５）事務局長、総務部長、財務部長、学務部長、入試・地域連携部長

（委 員 長）

第５条　委員会に委員長をおき、学長をもってあてる。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長は、必要とみとめた場合は第４条に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。

（会議の成立要件）

第６条　委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

（自己点検・評価事項等）

第７条　自己点検・評価は次の各号に掲げる事項について行う。

（１）使命・目的及び教育目的に関すること

（２）学生の受入れに関すること

（３）学生の支援に関すること

（４）学修環境及び教育研究等の環境に関すること

（５）教育課程の編成及び学修成果に関する全学的な方針の検証・評価に関すること

（６）教育研究組織及び研究支援に関すること

（７）教員・教員組織及び職員に関すること

（８）大学運営及び財務に関すること

（９）内部質保証に関すること

（10）社会連携・社会貢献に関すること

（11）その他、委員会が必要と認める事項に関すること

（自己点検・評価の実施）
第８条　３年ごとに前条の各号に定める全ての事項に関し自己点検・評価を行う。
２　６年ごとに自己点検・評価結果について認証評価機関による評価を受ける。
（結果の公表）
第９条　自己点検・評価結果を報告書にまとめ公表するとともに、自己点検・評価結果に対する認証評価機関による評価の受審結果についてもホームページ等により公表する。
（結果の活用）
第10条　学長は、前条の自己点検・評価結果に基づき、全学的に改善が必要と認められるものについては、その改善策の検討を大学改革推進室に指示し、改善策の遂行を監視するものとする。
２　学長は、専攻、学科、全学共通教育部、大学改革推進室、センター及び委員会の各組織において改善が必要と認められるものについては、当該組織に改善策の検討と実行を指示し、その経過及び結果の監督・検証に努めるものとする。
３　学長は、前２項の監視・検証結果を、大学改革推進室、専攻、学科、全学共通教育部及びセンターが立案する諸計画の策定に反映させるものとする。
（委員等の職責）
第11条　委員会委員及び自己点検・評価に関係するすべての者は、本委員会の活動の対象となる職員及び学生の基本的人権を損なうことのないように努めるとともに、職員の人事に関する記録及び学生の学業成績その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
（庶　　務）
第12条　委員会の庶務は、総務課がこれにあたる。
（規程の改廃）
第13条　この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

付　　則
１　この規程は、平成５年10月29日から施行する。
１　この規程の改正は、平成10年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成19年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成21年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成22年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成24年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成26年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成27年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成28年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成29年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成30年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成31年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成32年４月１日から施行する。

北海道科学大学自己点検ＩＲ委員会規程

（目　　的）

第１条　この規程は、北海道科学大学自己点検・評価規程第３条第２項に基づき、自己点検ＩＲ委員会（以下、「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（教学ＩＲ活動の定義）

第２条　北海道科学大学（以下「本学」という。）では、教学ＩＲ活動の内容を以下のように定める。

「本学の教学体制の改善サイクルを推進するため、学内各部署で作成された教学情報を収集・活用することに加え、学生調査や外部試験など学生の能力成長に関わる情報の収集・分析を行い、教学に関する自己点検・評価の際に学修成果の客観的情報を提供する活動」を教学ＩＲ活動と定義する。

（組　　織）

第３条　委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）委員長　　学長が指名するもの

（２）副委員長　　同　　上

（３）委　員

ア　学科及び全学共通教育部の状況を掌握し得るために学長が指名する複数の教員

イ　総務課長、教務課長、情報技術課長及び入試課長

（任　　務）

第４条　委員会は、教学ＩＲ活動の定義に基づき、次の事項についての諸活動を行う。

（１）教学に関する情報及び学生の能力成長に関わる情報の収集、分析、提供による教学に関する自己点検・評価の支援

（２）自己点検・評価のために必要なデータの収集・分析、及び自己点検・評価過程の調整

（３）ＩＲ活動の推進と大学の意思決定の支援のために必要となる業務及びその研究

（任　　期）

第５条　第３条第１項に掲げる者の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（会　　議）

第６条　委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

２　委員長事故あるときは、副委員長が議長の職務を代行する。

３　議長は、必要と認めた場合は、第２条に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。

（報　　告）

第７条　委員長は、委員会の会議内容を自己点検・評価委員会委員長に報告しなければならない。

（委員等の職責）

第８条　委員会に参加する者は、本委員会の活動の対象となる職員及び学生の基本的人権を損なうことのないように努めるとともに、職員の人事に関する記録及び学生の学業成績その他

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶　　務）

第９条　委員会の庶務は、総務課がこれにあたる。

２　会議の議事録は、委員長の指名する者が作成し、議長が確認後、総務課長が保管する。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

付　　則

１　この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。

この規程の施行に伴い、「北海道科学大学自己点検・評価委員会幹事会規程」(平成 19 年４月１日施行)は廃止する。

１　この規程の改正は、平成 29 年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成 31 年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成 32 年４月１日から施行する。

北海道科学大学外部評価委員会規程

（目　　的）

第１条　この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）組織規程第21条に基づき、北海道科学大学自己点検・評価委員会の連携委員会としての北海道科学大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（組　　織）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる領域の学外者で、人格見識が高く、かつ本学の発展に理解ある者の中から、学長が委嘱する概ね５名の委員をもって構成する。

（１）教育研究分野に精通した教育研究機関に携わる者

（２）教育研究分野に精通した行政に携わる者

（３）本学卒業生の中から北海道の産業界の産業動向に精通した者

（４）その他本学の運営に関し、広くかつ高い見識を有する者

（委 員 長）

第３条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

（任　　期）

第４条　第２条に掲げる者の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第５条　委員会は、次の事項について審議する。

（１）本学が行った自己点検・評価報告書等について助言等を行う。

（２）随時本学の教育･研究の改善に関する助言等を行う。

（会　　議）

第６条　学長の要請によって委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員全員の出席をもって成立することを原則とする。但し、止むを得ず欠席する場合は自己点検･評価報告に対する意見・提言書の提出を持って代えることができる。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ指名された委員がその職務を代行する。

４　委員長が必要と認めたときは、大学関係者を出席させ資料等に関する説明を求めることができる。

（庶　　務）

第７条　委員会の庶務は、総務課がこれにあたる。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

付　　則

１　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成29年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成30年４月１日から施行する。

１　この規程の改正は、平成32年４月１日から施行する。

（資料21）教職員への研修等に関する規程類

・北海道科学大学ファカルティ・
ディベロップメント規程

・平成30年度ＦＤ研修実施状況一覧

・学校法人北海道科学大学スタッフ・
ディベロップメント規程

・平成30年度ＳＤ研修実施状況一覧

北海道科学大学ファカルティ・ディベロップメント規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は、北海道科学大学学則第 13 条及び北海道科学大学大学院学則第 24 条の規定に基づき、ファカルティ･ディベロップメント（以下「ＦＤ」という。）を推進するために必要な事項を定める。

（ＦＤ委員会）

第２条　本学に、ＦＤのための総括的組織として、北海道科学大学ＦＤ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組　　織）

第３条　委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）委 員 長　副学長

（２）副委員長　学生支援センター副センター長（教務担当）

（３）委 員

　ア　各学科及び全学共通教育部から学長が指名する者　各１名

　イ　自己点検ＩＲ委員会委員長

　ウ　教務課長

（任　　期）

第４条　前条において役職によって指名される者の任期は、その職の在任期間とする。

２　前条において学長の指名する者の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

３　欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第５条　委員長は、必要と認めた場合は、本学学生や学外の者に対して臨時委員を委嘱することができる。

２　臨時委員の任期は１年以内とし、再任は妨げない。

３　臨時委員の任務はその都度定め、委嘱時に伝達するものとする。

（任　　務）

第６条　委員会は、次の事項について組織的教育力の向上、教育の質保証に資する諸活動を行う。

（１）授業及び研究指導の内容及び方法改善のための調査、研究及び支援

（２）全学的ＦＤの計画立案と実施に関すること

（３）教育組織ごとに実施されたＦＤ活動の結果集約とその発表に関すること

（４）授業改善のためのアンケートに関すること

（５）ＦＤのための組織体制に関すること

（６）その他組織的教育活動に必要と認められる事項

（会　　議）

第７条　委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

２　委員長事故あるときは、あらかじめ指名された委員が議長の職務を代行する。

３　委員長は、必要と認めた場合は、第３条に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。

（報　　告）
第８条　委員長は、委員会で審議された事項を学長に報告するものとする。
（庶　務）
第９条　委員会の庶務は、教務課がこれにあたる。
２　会議の議事録は、委員長の指名する者が作成し、議長が確認後、教務課長が保管する。
（規程の改廃）
第10条　この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附　則

１　この規程は、平成22年４月１日から施行する。
この規程の施行により、「北海道工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」は、これを廃止する。
１　この規程の改正は、平成 24 年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成 26 年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成 27 年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成 28 年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成 30 年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成 30 年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成 31 年４月１日から施行する。
１　この規程の改正は、平成 32 年４月１日から施行する。

平成30年度　FD研修実施状況一覧

No.	実施部署	実施日	実施テーマ	参加者	備考
1	人間社会学科	平成30年4月25日	H30年度卒業研究について	学科教員8名	
2	臨床工学科	平成30年4月26日	臨床実習の履修要件と国家試験受験資格の取得について	学科教員10名	
3	都市環境学科	平成30年5月10日	平成29年度入学生の学力試験結果から見た指導上でのポイント（入学後1年経過時のモニタリング）	学科教員7名	
4	建築学専攻	平成30年5月14日	授業改善アンケート結果に関する点検・評価	専攻教員11名	
5	建築学科	平成30年5月14日	授業改善アンケート結果に関する点検・評価	学科教員11名	
6	工学部・看護学科合同	平成30年5月28日	工学と看護学の連携を目指す第一歩	工学部教員38名 看護学科教員15名	
7	建築学科	平成30年5月29日	H30年度入学生の教育課程に対する道内企業からの意見	学科教員12名	
8	都市環境学科	平成30年5月29日	平成30年度入学生の学力試験結果から見た指導上でのポイント	学科教員4名	
9	薬学教育開発支援室	平成30年6月21日	坪和幸治講師　授業参観ならびにフィードバックを通じた授業改善の検討	薬学教育開発支援室教員4名	
10	診療放射線学科	平成30年6月22日	平成30年度前期授業公開について	学科教員10名	
11	義肢装具学科	平成30年6月27日	授業公開の参観記録に基づく、授業の改善に関して	学科教員10名	
12	臨床工学科	平成30年6月28日	今年度の本学科OSCEについて	学科教員10名	
13	看護学科	平成30年6月29日	H30年度前期授業参観における評価の共有	学科教員11名	
14	薬学部 （薬剤師国家試験委員会）	平成30年7月2日	国家試験合格に導く学生指導	学部教員49名	
15	建築学科	平成30年7月3日	授業公開・参観の結果を踏まえた授業改善について	学科教員10名	
16	診療放射線学科	平成30年7月11日	第63回全国診療放射線技師教育施設協議会について	学科教員11名	
17	薬学教育開発・支援室	平成30年7月17日	新任教員次年度担当予定科目の授業（薬事関連法制論Ⅱ）の見学および検討会	薬学教育開発支援室教員5名	
18	電気電子工学専攻 （兼電気電子工学科）	平成30年7月20日	H30年度 大学院中間発表ポスター展示の閲覧及びコアタイムでの質疑討論	専攻・学科教員11名	
19	メディアデザイン学科	平成30年7月24日	H29年度後期科目等の授業改善アンケート結果に関する点検・評価	学科教員5名	
20	電気電子工学科	平成30年7月26日	H30年度前期授業公開　参観を終えて	学科教員12名	
21	都市環境学科	平成30年7月26日	平成29年度前期　授業公開・参観結果について	学科教員7名	
22	臨床工学科	平成30年7月26日	本学科OSCEの再試験について	学科教員9名	
23	人間社会学科	平成30年7月26日	2018年度前期 授業公開・参観実施の結果に関する分析	学科教員8名	
24	メディアデザイン学科	平成30年7月31日	平成30年度前期授業参観について	学科教員9名	
25	臨床工学科	平成30年8月6日	今年度の病院見学（1年生）について	学科教員10名	
26	都市環境学科	平成30年8月31日	平成30年度入学生のPROGデータ及び前期履修状況	学科教員9名	
27	FD委員会	平成30年8月31日	Moodle利用講習会	合計74名（全教職員413名）	
28	電気電子工学科	平成30年8月31日	新入生学力調査・1年生PROG結果報告	学科教員11名	
29	電気電子工学科	平成30年8月31日	授業改善アンケート結果に関する点検（H29後期、H30前期）について	学科教員11名	
30	理学療法学科	平成30年8月31日	授業参観結果及び授業改善アンケート結果に関する点検・評価	学科教員11名	
31	都市環境学科	平成30年9月5日	学科教育自己点検会議（カリキュラム点検）への準備について	学科教員6名	

No.	実 施 部 署	実 施 日	実 施 テ ー マ	参 加 者	備 考
32	薬学教育開発・支援室	平成30年9月12日	山岸丈洋教授　授業参観並びにフィードバックを通じた授業改善の検討	薬学教育開発支援室 教員5名	
33	情報工学科	平成30年9月12日	学科教員と学生FD委員による授業改善のための意見交換	学科教員2名 学生FD委員3名	
34	電気電子工学科	平成30年9月13日	1年生の電気回路系科目について	学科教員7名	
35	メディアデザイン学科	平成30年9月18日	学科教育自己点検会議について	学科教員6名	
36	メディアデザイン学科	平成30年9月18日	今年度前期の授業改善アンケートについて	学科教員3名 学生FD委員3名	
37	看護学科	平成30年9月21日	学生による授業改善に向けた検討会	学科教員2名 学生FD委員3名	
38	看護学科	平成30年9月21日	コア・カリキュラム施行に向けた検討会の報告	学科教員31名	
39	都市環境学科	平成30年9月26日	授業改善のための学生FD委員からの意見聴取	学科教員2名 学生FD委員2名	
40	情報工学科	平成30年9月26日	PROG2018 3年生の2016年度1年次との比較および2018年度と2017年度1年生の比較	学科教員10名	
41	情報工学科	平成30年9月26日	2018年度前期授業公開の参観結果について	学科教員10名	
42	自動車工学科	平成30年9月26日	授業改善のための学生FD委員からの意見聴取 ～授業アンケート結果及び教員コメントへの提言～	学科教員2名 学生FD委員1名	
43	情報工学科	平成30年9月26日	ITスキルアセスメントテストの実施について	学科教員11名	
44	建築学科	平成30年9月27日	前期の授業改善のアンケート結果に関する学生との意見交換	学科教員1名 学生FD委員3名	
45	人間社会学科	平成30年9月27日	人間社会学科における授業改善を図る制度的取組	学科教員2名 学生FD委員4名	
46	薬学教育開発・支援室	平成30年9月27日	授業改善を目的とした学生FD委員インタビュー	学科教員2名 学生FD委員4名	
47	機械工学科	平成30年9月27日	学生FD委員が参加した学科FD（授業改善を図る制度的取組）	学科教員2名 学生FD委員3名	
48	自動車工学科	平成30年9月27日	アセスメントポリシーを踏まえた成績評価の実施について ～平成29年度学業成績の分析から～	学科教員10名 職員3名	
49	電気電子工学科	平成30年9月27日	授業改善を図る制度的取組	学科教員2名 学生FD委員3名	
50	自動車工学科	平成30年9月27日	授業改善のための学生FD委員からの意見聴取 ～授業アンケート結果及び教員コメントへの提言～	学科教員2名 学生FD委員1名	
51	義肢装具学科	平成30年9月27日	授業改善を図る制度的取組に関し、学生FD委員に対する調査	学科教員2名 学生FD委員3名	
52	薬学部	平成30年9月28日	平成30年度CBT体験受験結果に基づく4年次学生の学習指導	学部教員63名	
53	臨床工学科	平成30年9月28日	授業改善を図る制度的取組	学科教員2名 学生FD委員3名	
54	FD委員会	平成30年9月28日	3つのポリシーの実質化を目指した組織的な教育改善の取り組みについて	合計160名（全教職員413名）	全学FD・SD講演会
55	薬学科	平成30年9月28日	平成30年度アドミッションポリシーの確認、および平成29年度カリキュラム点検	学科教員64名	
56	全学共通教育部	平成30年9月28日	基盤能力養成科目「人間の理解」「社会の理解」「他者理解と信頼関係」「自己管理と社会規範」の自己点検レポートについて	学科教員14名	
57	診療放射線学科	平成30年9月28日	平成30年度前期授業改善アンケートについて	学科教員2名 学生FD委員3名	
58	理学療法学科	平成30年9月29日	学生FD委員による授業評価	学科教員2名 学生FD委員3名	
59	メディアデザイン学科	平成30年10月2日	授業支援システムMoodleについて	学科教員9名	
60	看護学科	平成30年11月9日	シラバス執筆と査読・点検に関する注意について	学科教員31名	
61	電気電子工学科	平成30年11月9日	シラバス執筆と査読・点検に関する注意について	学科教員10名	
62	情報工学科	平成30年11月12日	シラバス作成方法について	学科教員11名	
63	メディアデザイン学科	平成30年11月20日	シラバス執筆と査読・点検に関する注意について	学科教員6名	

No.	実 施 部 署	実 施 日	実 施 テ ー マ	参 加 者	備 考
64	薬学科	平成30年11月20日	機能形態学Ⅱの授業参観および授業内容に関する検討会（情報共有・フィードバック）	学科教員6名	
65	工学専攻	平成30年11月21日	平成30年度前期授業改善アンケート結果について	専攻教員24名	
66	薬学科	平成30年11月22日	構造解析学の授業参観および授業内容に関する検討会（情報共有・フィードバック）	学科教員5名	
67	薬学科	平成30年11月26日	有機化学Ⅰの授業参観および授業内容に関する検討会（情報共有・フィードバック）	学科教員6名	
68	全学共通教育部	平成30年11月26日	基本教育科目のシラバス作成と点検要領について	学科教員13名	
69	都市環境学科	平成30年11月29日	学科教育自己点検会議（シラバス点検）の実施について	学科教員9名	
70	都市環境学専攻	平成30年11月29日	都市環境学専攻教育自己点検会議（シラバス点検）の実施について	専攻教員7名	
71	機械工学科	平成30年12月5日	フレッシュマンセミナー（1年前期科目）におけるフレッシュマンコンテスト実施報告	学科教員15名	
72	情報工学科	平成30年12月10日	新カリキュラムの授業設計と科目間連携について	学科教員8名	
73	建築学科	平成30年12月11日	後期の授業公開・参観の結果報告と今後の業務改善について	学科教員11名	
74	人間社会学科	平成30年12月20日	2018年度後期 授業公開・参観実施の結果に関する分析	学科教員8名	
75	薬学科	平成30年12月21日	平成30年度講義授業参観に基づく指導方法の改善	学科教員61名	
76	薬学科	平成30年12月21日	平成30年度卒業研究アンケートに基づく指導方法の改善	学科教員61名	
77	電気電子工学科	平成30年12月25日	2018年度 後期 授業公開・参観を終えて	学科教員8名	
78	看護学科	平成31年1月7日	H30年度後期参観における評価の共有	学科教員11名	
79	メディアデザイン学科	平成31年1月8日	平成30年度後期授業参観について	学科教員10名	
80	FD委員会	平成31年1月10日	平成29年度学長裁量経費採択者による報告	合計129名（全教職員412名）	全学FD・SD講演会
81	都市環境学科	平成31年1月10日	平成30年度後期　授業公開・参観結果について	学科教員5名	
82	診療放射線学科	平成31年1月15日	平成30年度後期授業公開について	学科教員12名	
83	全学共通教育部	平成31年1月25日	基盤能力養成科目「人間の理解」「社会の理解」「他者理解と信頼関係」「自己管理と社会規範」、における問題点と改善策について	学科教員14名	
84	情報工学科	平成31年2月12日	2018年度後期授業公開の参観結果について	学科教員11名	
85	人間社会学科	平成31年2月14日	卒業研究のありかたについて	学科教員8名	
86	都市環境学科	平成31年2月25日	学科長による学科教育自己点検報告会について	学科教員8名	

学校法人北海道科学大学スタッフ・ディベロップメント規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人北海道科学大学就業規則第95条に基づき、本法人の職員のうち大学及び短期大学（以下「大学等」という。）の業務に従事する職員に対するスタッフ･ディベロップメント（以下「ＳＤ」という。）を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

（ＳＤの定義）

第２条　この規程におけるＳＤとは、「大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員を対象とした必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための活動（ファカルティ・ディベロップメントに関する活動を除く）」をいう。なお、職員には、事務職員だけでなく、教育職員及び技術職員を含むものとする。

（ＳＤ活動）

第３条　前条のＳＤに係る活動は、次に掲げる事項とする。

（１）大学等の管理運営及び教育研究支援に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質の向上を図るための研修に関すること

（２）建学の精神（３つのポリシーを含む）に照らした大学等の取組の自己点検・評価と内部質保証、及び大学等の改革に資する研修に関すること

（３）職員として求められているリーダーシップ能力、マネジメント能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、危機管理能力、政策提案・実現能力、問題解決能力及び事務処理能力等の向上を図るための研修に関すること

（４）学生の人間形成を図るために行われる正課外の諸活動における様々な指導、援助等の研修に関すること

（５）職員のスキルアップに役立つ資格取得に関すること

（６）大学組織における業務の見直しや事務処理の改善等に関すること

（７）その他ＳＤ活動として必要と認める事項

（検討機関）

第４条　前条各号の運営は総務部人事課が行い、常任理事会の議を経て実施するものとする。

２　研修等の策定及び実施にあたり、専門部会を置くことができるものとする。

（研修会等）

第５条　研修会等は、外部団体が主催して行う「学外研修会等」と大学等が独自に企画して開催する「学内研修会等」に大別し、さらに、これら学内外の研修会等を次のとおり区分して職員の派遣、テーマ等を検討する。

（１）階層別　新任職員、中堅職員、指導的職員など、経験や役職（職階）に応じて必要な知識を得るための研修会等

（２）目的別　特定の知識・技能を修得するための研修会等

（３）業務別　業務ごとの質的向上や改善等に役立つための研修会等

（４）個　別　職員個々が自主的に自己啓発、スキルアップ等を図るための研修会等

（自己研鑽費助成）

第６条　事務職員に対して、ＳＤの一環として行う自己研鑽に対する費用を助成する。

２　自己研鑽費助成に関し必要な事項は別に定める。

（規程の改廃）
第７条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附　　則
この規程は、平成28年８月19日から施行し、平成28年４月１日から適用する。
この規程は、平成29年４月１日から施行する。
この規程は、平成30年７月３日から施行する。
この規程は、平成32年４月１日から施行する。

平成30年度　SD研修実施状況一覧

No.	実　施　部　署	実　施　日	実　施　テ　ー　マ	参　加　者	備　考
1	FD委員会	平成30年4月3日	平成30年度　新任教職員研修会	教員17名、職員22名、（内新任教職員31名）	全学FD・SD講演会
2	未来デザイン学部	平成30年4月4日	未来デザイン学部の現状について	学部教員17名	
3	都市環境学科	平成30年4月5日	前期ガイダンスにおける学生指導について（2年、4年）	学科教員8名	
4	電気電子工学科	平成30年4月20日	2017年度就職状況の総括および2018年度活動方針・予定	学科教員9名	
5	情報工学科	平成30年4月23日	情報工学科3年生に対する就活指導のための事前調査結果について	学科教員11名	
6	都市環境学科	平成30年4月26日	近年の都市環境学科の退学者の状況	学科教員6名	
7	未来デザイン学部	平成30年4月27日	未来デザイン学部の入試広報活動について	学部教員15名	
8	機械工学科	平成30年5月9日	H29年度就職活動に関する意識調査結果のまとめについて	学科教員12名	
9	人間社会学科	平成30年5月10日	学科FDの実施責任者としての開催について	学科教員6名	
10	電気電子工学科	平成30年5月11日	2017年度入試広報活動の総括、入学者分析、2018年度の活動方針・予定について	学科教員13名	
11	未来デザイン学部	平成30年5月24日	未来デザイン学部の就職支援の状況について	学部教員17名	
12	研究推進・地域連携センター	平成30年5月30日	①私大職員のための大学におけるマーケティングと広報・募集の実践講座　受講 ②明治大学博物館/森美術館/国立科学博物館/東京大学　視察　報告	研究推進・地域連携センター教職員21名	
13	情報工学科	平成30年6月25日	2017年度「入学前教育プログラム」実施結果報告について	学科教員11名	
14	FD委員会	平成30年6月27日	教育の質の保証と情報公開	合計171名（全教職員413名）	全学FD・SD講演会
15	事務局	平成30年6月27日	私大協道支部初任者研修会の報告	職員72名	
16	未来デザイン学部	平成30年6月29日	2018年度大学改革推進室のプロジェクトについて	学部教員11名	
17	メディアデザイン学科	平成30年7月3日	学力を考慮した就職指導について	学科教員7名	
18	メディアデザイン学科	平成30年7月17日	メディアデザイン学科1年生のプロファイリング	学科教員9名	
19	FD委員会	平成30年7月19日	薬学から学ぶ大学運営	合計198名（全教職員413名）	全学FD・SD講演会
20	未来デザイン学部	平成30年7月27日	研究推進・地域連携センターの活動について	学部教員16名	
21	メディアデザイン学科	平成30年7月31日	メディアデザイン学科2年生のプロファイリング	学科教員9名	
22	事務局	平成30年8月23日	外部講師による講演　テーマ『ハンデを武器にする極意』	教員11名 職員72名	
23	人間社会学科	平成30年8月24日	人間社会学科4専攻体制の検証	学科教員9名 オブザーバー1名	
24	研究推進・地域連携センター	平成30年8月28日	「地域貢献とは？」を考える、信州大学他学外視察に係る報告	研究推進・地域連携センター教職員19名	
25	都市環境学科	平成30年8月31日	都市環境学科における就職指導（H30年度公務員試験合格状況）	学科教員9名	
26	薬学部	平成30年8月31日	薬学研究における不正防止	学部教員60名	
27	理学療法学科	平成30年8月31日	第70回北海道公衆衛生学会の概要について	学科教員11名	
28	事務局	平成30年9月13日	ハラスメント防止について	教員13名 職員54名	
29	看護学科	平成30年9月21日	研究指導をするための査読力の向上を目指して	学科教員31名	
30	建築学科	平成30年9月25日	学生募集および就職に関する学科対策の検討	学科教員12名	
31	研究推進・地域連携センター	平成30年9月26日	イノベーション・ジャパン2018出展報告・次年度に向けての検討	研究推進・地域連携センター教職員18名	

No.	実 施 部 署	実 施 日	実 施 テ ー マ	参 加 者	備 考
32	全学共通教育部	平成30年9月28日	教育学系学会への参加、発表、及び論文の投稿について	学科教員14名	
33	事務局	平成30年10月17日	事務職員研修の報告	職員69名	
34	事務局	平成30年11月14日	事務職員研修の報告	職員60名	
35	FD委員会	平成30年11月15日	私学における大学改革とガバナンス	合計166名（全教職員413名）	全学FD・SD講演会
36	学生支援センター	平成30年12月5日	平成30年度　日本私立大学協会　大学教務部課長相当者研修会の報告	学生支援センター教職員24名	
37	事務局	平成30年12月12日	事務職員研修の報告	職員51名	
38	FD委員会	平成30年12月13日	災害に備えて	合計135名（全教職員413名）	全学FD・SD講演会
39	建築学科	平成30年12月18日	一級建築士受験資格の変更に伴う学科対応の方針について	学科教員10名	
40	建築学専攻	平成30年12月18日	建築士法改正に対する建築学専攻の対応について	学科教員10名	
41	研究推進・地域連携センター	平成30年12月26日	「目利き人材育成研修 研究推進マネジメントコース」に参加して（報告）	研究推進・地域連携センター教職員22名	
42	都市環境学科	平成31年2月7日	技術士一次試験の受験状況について、公務員試験の合格状況について	学科教員10名	
43	人間社会学科	平成31年2月14日	転学科試験の対応について	学科教員8名	